

# 予 算 審 査 特 別 委 員 会 記 録

＜県土マネジメント部、まちづくり推進局、水道局＞

開催日時 平成29年3月17日（金） 10:01～14:12

開催場所 第1委員会室

出席委員 12名

森山 賀文 委員長

岡 史朗 副委員長

亀田 忠彦 委員

松本 宗弘 委員

田中 惟允 委員

西川 均 委員

清水 勉 委員

阪口 保 委員

中野 雅史 委員

太田 敦 委員

山本 進章 委員

粒谷 友示 委員

欠席委員 なし

出席理事者 松谷 副知事

一松 総務部長

加藤 県土マネジメント部長

金剛 まちづくり推進局長

西川 水道局長

ほか、関係職員

傍聴者 なし

議 事 2月定例県議会提出議案について

＜会議の経過＞

○森山委員長 ただいまから本日の会議を開きます。

本日は、理事者において、山本建築課長が欠席されており、かわりに松本建築課主幹が出席されていますので、ご了承願います。

それでは、日程に従い、県土マネジメント部、まちづくり推進局、水道局の審査を行います。

これより質疑に入ります。その他の事項も含めて、質疑等があればご発言願います。

なお、理事者の皆様には、委員の質疑等に対して明確かつ簡潔に答弁をお願いします。

それでは、ご発言願います。

**○清水委員** 通告しているものも、通告外のものもありますので、よろしく願います。

まず、1点目、「平成29年度一般会計特別会計予算案の概要」の50ページに阿倍仲麻呂プロジェクトで、7,000万円余りの予算が計上されています。皆さんもご存じだと思いますけれど、せんだってユーチューブで阿倍仲麻呂の動画が公開されております。その公開動画を見ますと、視聴回数は、3月15日時点で4万8,635回です。現在、平城宮跡の歴史資料館が整備をされており、1年後までに全世界に向け、このユーチューブの動画も含めて、奈良の古都の始まりを情報発信をしなければならない。そんな中で、この阿倍仲麻呂のユーチューブの動画等、その他も含めて、今後の情報拡散についてどのようにされるのかお伺いします。

**○志茂平城宮跡事業推進室長** 阿倍仲麻呂“遣唐”1300年記念プロジェクトで、それをユーチューブで流していることについてのご質問を受けました。この件についてお答えします。

まず、阿倍仲麻呂“遣唐”1300年記念プロジェクトは、平城宮跡の歴史と、特性であります国際性を理解していただくことを目的とし、さらには、清水委員が今おっしゃったように、来年度、オープンする平城宮跡歴史公園のアピールということで、冊子並びに映像、そして演劇といったコンテンツを作製して情報発信をしてきました。その中で、阿倍仲麻呂が平城宮跡から唐に出立するという映像を中心に作製した「三笠の山にいでし月かも」を5月17日にユーチューブで配信したところです。10月には、DVDを作成し、以前から平城宮跡に来訪いただいていた900校ばかりの学校のリストをもとに、このDVDを活用いただけませんかとダイレクトメールを送付しました。その結果、1割弱の82校でぜひ活用したいということで、既に活用されています。もう一つ、天平祭を実施しており、その中で、この映像を流すとともに、演劇を絡めて、遣唐使の歴史を理解いただくなど、多くの方々から教科書以外のところで理解を深められたらと、注目される場をいろいろつくってきました。その結果、清水委員がおっしゃったように、ユーチューブの視聴回数が現在4万8,000回を超えているということです。きのうの夜の段階で4万9,

000回を超えており、今まで配信した日数から、1日大体200件ぐらい閲覧していただいていることになり、一つの成果が出ていると感じています。今後、さまざまところへ露出していきたいと考えています。以上です。

○清水委員 ことし、7,000万円余の予算がありますが、その中で、現在つくられているものについては理解はしているのですけれども、この7,000万円余の予算でされる内容について、改めて紹介をしていただけませんか。

○志茂平城宮跡事業推進室長 今年度の7,000万円の内容ですが、先ほど申しましたこの映像についても、平城宮跡から出立して、唐に着いたところで物語は終わっています。いろいろ県民の方々からこの後の続編、いわゆる阿倍仲麻呂が唐に行って、どんな活躍をし、どういう功績を上げたのかをぜひ見てみたいと要望がありまして、私ども、この第2弾、第3弾を作成し、平城宮跡歴史公園のオープニングとリンクさせる形でPRしていきたいと考えています。

○清水委員 内容を確認したところ、その映像の作成費用が約4,000万円、その他広報費については別途お伺いしたのですけれども、その映像作成の4,000万円を使って、当然このように情報発信をしていただく部分はそうだろうと思います。ただ、今つくられているユーチューブの画像を見て、それぞれ皆さんが感動されるかどうかは、若干また感触が違うという思いもありますし、もう一つは、日本語のみなのです。海外向けの訳のテロップも下には流れていない。ということは、国内向けにしかつくっていないと私は理解しているのですけれども、それでよろしいのですか。

○志茂平城宮跡事業推進室長 実はDVD化をしたときに、日本語だけでなく、中国語、韓国語、英語のバージョンをこの中におさめています。ユーチューブについても、現在は日本語ですが、こういう原版ができておりますので、追加という形でアップをしていきたいと考えています。以上です。

○清水委員 それらの費用も今回の7,000万円余の予算に含んでいるという理解でよろしいですね。

続いて、とにかく情報発信力によって、恐らく奈良を訪れる方、海外からの方はかなり変わってくると思います。今、奈良県のアプリが3つ動いていますけれども、私も見せていただいている、特にビジターズビューローがつけられている海外向けのアプリは非常にきれいになりました。開いていくと、奈良ってきれいだと目にぱっと飛び込んでくるのです。ところが、この阿倍仲麻呂のユーチューブは、そういう画像展開がされていない気がしま

す。あと1年ありますので、この1年の間に情報の発信力を、もう少し高めていただきたい。お金を使えと言っているのではありません。今の予算の範囲の中で、きちんとしたものを、もう少し情報発信能力を上げていただきたいとお願いだけしておきます。

次に、大和川の総合治水対策事業を進めていただいている、この前、農林部でもお伺いしましたが、田んぼダムについては、25万トンを対象にして、現在5万トン強ぐらい田んぼダムの貯留能力がアップされているとお伺いしています。そんな中で、非常に急ピッチで道路の築造がされているわけなのですけれども、道路をつくることによって、当然のことながら、保水力は低下していく。なおかつ、道路上の雨が降ったときの初期フラッシュが一度に河川に出してしまうという現象があると思うのですけれども、特に新設道路の貯留機能については、現在どの程度の能力を持っているのか、その調査をされているのかをご紹介しますと思います。

**○平岡県土マネジメント部河川政策官（河川課長事務取扱）** 清水委員のご質問にお答えします。

道路については、大規模な道路について、そういう空間のあるところは流出抑制対策をお願いしています。具体的に言いますと、京奈和自動車道、郡山下ツ道ジャンクションについては、通常の開発と同じ基準で調整池を設置しています。さらに、今後整備が予定されている区間についても、協議をしていきたいと思っています。

それと、既存の道路ですが、過去に整備された、例えば大和中央道の市が施工されたところは、中央帯に貯留施設が設けられている。あるいは、高田バイパスは少し意味合いが違うかも知れませんが、その下流で浸水がよく起こるところがあり、奈良国道事務所にお願ひして、高架下を利用させていただき、そういう施設をつくっています。今後も大きい道路で、構造的にも可能などころについては、道路管理者等とも流出抑制対策について協議してまいりたいと考えています。

**○清水委員** 事例はあるということだと思いののですけれども、実際のボリュームがどの程度あるのか、今、数字的なものはわかりませんか。では、また教えていただきたいと思ひます。

現在、総合治水対策条例ができようかというところだと思いののですけれども、何故、私が、今道路の話をしたかといいますと、各市町村の義務づけの枠も総合治水対策としてあるのですが、それは昭和57年の水害の降雨量を想定して、各市町村への枠が割り振りがされていて、その中にはメニューとして、多くが特定保水、貯留浸透事業の2つです。そ

の中で、今回条例を制定されるに当たって、各市町村が努力する、努力規定なのかどうか、今まだ本文を見ていないからわからないのですけれども、例えばこの道路敷というのは、非常に地下空間に、いろいろな専有物がありますけれども、その専有物を除外しても可能な貯留をする適当な施設の一部であると思うのですけれども、地下に浸透させる、貯水機能を道路に持たせるなどは今の条例の中では明記されているのですか。

○平岡県土マネジメント部河川政策官（河川課長事務取扱） 条例の中に道路について具体的に明記する予定はありませんが、流域の県や、市町村が連携して行うことかと思えます。

それと、具体的な話をしますと、道路であっても、特に平面道路であれば、当然ライフラインが入っていたり、なかなか地下にそういうものをつくるのは不可能かと思うのですけれども、例えば歩道を透水性舗装にするなど、各事業者が努力していくことになるかと思えます。

○清水委員 新設道路、特に都市計画道路もそうですけれども、新設道路にあっては、私はやはり対策として検討すべき項目だと思います。

もう一つ、確認だけしておきたいのですが、県内にも高架道路が多々あるのですけれど、高架道路の下に貯留槽、あるいは浸透させる施設をつくっている事例は、先ほど河川課長が紹介していただいた中に含まれているのですか。

○平岡県土マネジメント部河川政策官（河川課長事務取扱） 先ほど言いました京奈和自動車道がその例で、今後つくられる道路についても、協議している道路も複数あります。

○清水委員 特になかなかこの総合治水対策が上流部は積極的ではないのです。何とかして奈良県全体の流出件数を抑制することが一番大きい目的だと思うのですけれども、そんな中で、過去に流域下水道事業、さらに流域下水関連の公共下水事業のボーリング調査をかなりの本数を行っていると思います。その中で、例えば地下地盤の状況、このエリアは地下に浸透させても有効だというエリアを推測する資料を集められているかどうか。もしくは、県で発注された事業に、補助金を出されて、地下のボーリングを行いますね。地盤図作成について、そのデータを改めて再利用をするということについて、検討されているのですか。

○平岡県土マネジメント部河川政策官（河川課長事務取扱） 過去のボーリングデータを集めて、地下がどうであるかというところまでは至っていません。

○清水委員 河川課長もご存じのとおりだと思いますけれど、土木資材は、かなり改良さ

れてきて、集水ますも浸透型のますもありますし、家庭用の浸透用のますもあるわけです。いろいろなものが改良されてきて、外に出ない仕組みをつくっていかうとしている中で、補助事業で多くのボーリングデータを集めて、そのボーリングデータで地下の状況を推測する、奈良県全域の地盤図をつくれれば、適地がわかると思うのです。このエリアについては地下浸透が望ましいと推測できるデータを再利用しない手はないと思うのです。ただ、一つ問題なのは、文書保存の規程があつて、保存期間が5年か、10年かはわかりませんが、各市町村によって上がってきたものは恐らく冊子として会計検査が終わるまではとっていますけれど、会計検査が終わってしまえば、ただの本みたいな感じで捨てられている、焼却処分をされている可能性があるのです。非常にもったいないです。それらのデータを集約すれば、奈良県の全体地盤図が想定できるということも含めて、最初からもう少し見込みをしておいたほうがよかつたのではないのかという気はするのです。これはもう後の祭りなので、今さらどうのこうのは言えないのですけれど、貯留可能なエリアを、流域下水道もボーリングをやっていますので、流域下水道のほうはボーリングのデータを保管しているのか、聞かせていただけますか。

**○小西下水道課長** 流域下水道で、過去に道路の下に幹線管渠を埋設をしています。その際には、当然ボーリング調査を行っていますけれども、40年ぐらい前からやっています。幹線については、ここ10年はやっていないのが実態で、ほとんどのボーリングデータは、保存しており調べられるものがあるかもしれませんが、整理がされていないのが実態です。

**○清水委員** 県がそういうレベルですから、恐らく市町村も同じように、普通の文書として廃棄してしまっていることが想定されるのです。この大和川の総合治水の一環の中で、次のステップとして動くときは、地下浸透も含めて、道路のエリアもできるだけ外にすぐに出さないという政策をとっていくべきだと思いますので、一度検討をしていただきたいと思います。

次に、「平成29年度一般会計特別会計予算案の概要」の163ページ、164ページです。せんだって地域振興部で大和民俗公園についてお話をしました。昨年9月の予算審査特別委員会で、非常に、古民家群の現状が悪いという話をさせていただいて、早速500万円相当の予算をつけていただきました。これは知事に総括審査でも話をさせていただきましたので、恐らく今後の利用価値をもっと高めなさいというご判断をいただいています。

そんな中で、また情報発信の件になりますけれど、大和民俗博物館の関連で、インターネットで口コミ情報を調べたのです。ヤフートラベル. j p、それと、るるぶ. c o m、それから、県のなら旅にも、ことりっぶというものがあるのですけれど、その中でいろいろな口コミが書かれているのです。残念ながら口コミの評価は、ヤフートラベルでは3.3、るるぶは4.7と高いのですけれど、口コミは2件で、あまり関心を持たれていない。なおかつ、情報発信力が弱いと、この点からも思います。先ほど申しました阿倍仲麻呂の件もそうなのですが、情報発信は、県を挙げていろいろな面でやらないといけないと思います。広報広聴課も含めて非常に大きな予算をとっていますので、この部門だけで、この点だけということではなく、総合的に見ていただいて、有効な手だてをとっていただきたいと思います。これはお願いだけしておきます。

そんな中で、この公園については、都市公園は昭和50年に都市計画の決定がされており、今ホームページで確認できる範囲で、平成17年度末で22.6ヘクタールを利用していると表記がありますがけれども、残りの4ヘクタールは、平成17年から今まで、12年も未利用の状態が長く続いていることが推測できるのですが、経緯についてご報告いただきたいと思います。

**○大庭公園緑地課長** 大和民俗公園の整備の件についてご説明します。

大和民俗公園ですが、都市計画決定面積が26.6ヘクタールの公園です。そのうち22.6ヘクタールが供用されています。その差の約4ヘクタールが未利用の状態になっています。これまでの整備の経緯ですが、昭和49年に民俗博物館が開館しています。翌年、昭和50年に博物館を中心とした公園とするため、公園の都市計画決定が行われ、昭和60年に大和民俗公園として面積15ヘクタールを供用しています。さらに、昭和62年に駐車場等を整備するため、ご指摘の未利用地の土地を含む区域を追加する都市計画変更を行っています。駐車場の整備や芝生広場の一部造成にかかったものの、馬見丘陵公園の整備が本格化し、そちらへの公園の予算を集中投入してきたことから、未利用の状態のまま現在に至っています。以上です。

**○清水委員** 今の話でいきますと、昭和62年以降、未利用が続いているということですか。ということは、約30年間、4ヘクターの未利用が続いているという理解でいいのですか。

**○大庭公園緑地課長** この未利用地ですが、昭和62年に都市計画変更で追加しています。その後、整備を進めている中で、芝生広場と駐車場の整備を行っているのですけれども、芝生広場の部分については、一次造成でとまった状態になっています。

○清水委員 私は、何度も現地を通っていますので、よくわかるのですが、芝生広場とおっしゃいましたけれど、現地は、ほぼ雑草広場です。人が入って遊べる内容でもないです。きちんと管理が行き届いていない公園の4ヘクタールは非常に大きい面積です。公共事業で民間の方からご提供をいただいて、国の補助金を入れて、なおかつ裏起債をして、税をもって購入をしている土地を有効利用しない手はないと思います。今後の方針についてお伺いします。

○大庭公園緑地課長 この未利用地については、これまでイベント等の臨時駐車場や資材置き場など、公園のバックヤードとして暫定利用しています。今後の利用について、平成29年度に、地域振興部において大和民俗博物館のあり方検討をする予定で、一方、まちづくり推進局においても公園のあり方について検討することとしています。地域振興部とまちづくり推進局が連携して、この未利用地の適切な利活用も含めて、大和民俗公園の利活用の基本方針をまとめることとしています。以上です。

○清水委員 最初は芝生広場であったのかもしれませんが、今の公園緑地課長の話からすると、30年間、ほぼ何もしてこなかった。駐車場が足りないときはバックヤードとして使い、そこへ駐車誘導するということですから、本来の意味をなしていないわけです。都市公園ですので、きちんと取得したものを県民の皆さんに有効に使っていただくことが第一前提だと思います。500万円が予算としては少ないですけど、せっかくあり方検討をこしやっていたかどうかということですから、ぜひとも、古民家群も全部含めて、今後のこの民俗公園のあり方の、きちんとした方針を出していただきたいと思います。要望しておきます。

次に、「平成29年度一般会計特別会計予算案の概要」の159ページ、砂防指定地管理適正化事業についてお伺いをします。

これは、砂防指定地台帳並びに砂防設備台帳の整備も含まれるのか、その他、内容について、概要をご説明いただきたいと思います。

○城ヶ崎砂防・災害対策課長 清水委員よりご質問いただきました砂防指定地等管理適正化推進事業の内容について、お答えします。

この事業は、名称のとおり、砂防指定地等の管理の適正化を図る観点から推進しているもので、砂防指定地台帳等の整備を含むものです。その他として、砂防指定地の見直しや、違反行為の効率的な監視という観点から、パトロールの困難な地域について衛星写真の監視を行うなど、悪質な違反行為に対する処分等を行う際に必要な調査等を実施する予定で



す。以上です。

○清水委員 金額的に2,900万円ですので、そんなに大きな事業ではないと思うのですが、せんだって農林部で林地台帳整備の支援についてお伺いしました。これは、市町村支援なので、市町村が整備をされる林地台帳について、奈良県が保有している台帳、データ、その他もろもろを提供して、一元化したものをつくっていかうとされているのですが、この林地台帳はスケールが2万5,000分の1なので非常に小さい。なおかつ、そのときに国土調査法による地籍調査についても、あわせて市町村に広報されるのかということもお伺いをしました。田中委員もおっしゃったとおりで、非常に山間部は地籍調査が進んでいない、山間だけではなく、平野部も一緒なのです。そんなときに、同じデータを共有する必要があるのではないのかと思います。特に今GISが進んでいますので、どういう基図を使っていくのかによって、恐らく今後の発展性であったり、合理的な図面の展開が可能になると思うのですが、今回される内容について、もう少し詳しく説明をしていただけますか。

○城ヶ崎砂防・災害対策課長 砂防指定地台帳に係る、特に図面ということで話がありました。林地台帳等の図面についても活用できるのではないかとということも話があったところです。

この砂防指定地台帳の図面については、図示されていないところもあるという課題もあり、そういった中で、砂防指定地台帳の図面につきましては、砂防指定地台帳整備規則に5,000分の1の縮尺で、なおかつ地形図を用いて整備するということが基本となっているわけです。したがって、その地図の縮尺に該当する地図を活用させていただきながら実施していきたいと思っています。ただ、具体的にも今後新たに整備されるようなことがあれば、そういった新たな情報も含めて、整備に活用できるとは考えていますので、また情報収集させていただきたいと思っています。以上です。

○清水委員 国土交通省に国土数値情報ダウンロードサービス、JPGISというものがあるのですが、これに登録している、市町村、自治体であれば、そのデータを提供していただけるのです。林地台帳のときも同じ話をさせていただいたのですが、基本となる図面の活用によって、いろいろ利用範囲が広がりますし、砂防は5,000分の1だから5,000分の1でいいのだという考えではいけないような気がしますし、林地台帳も指定が2万5,000分の1だから2万5,000分の1でいいということではないのです。表示を2万5,000分の1にすればいいだけですから、例えば2,500分

の1では、あるいは500分の1では、金額が大分変わりますけれど、もしも2, 500分の1レベルで図面をつくれれば、かなりの範囲で利用が可能になりますので、そういう方向でつくられるかどうかも含めて、今後、検討していただきたいと思います。今は5, 000分の1でいいから5, 000分の1であるような話になりましたけれど、そうではないと思います。

今の話と離れると思うのですが、まず、砂防3法の確認です。これは砂防法と地すべり等防止法と急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律の3つを示すということでののですか。

**○城ヶ崎砂防・災害対策課長** 清水委員のおっしゃるとおりです。

**○清水委員** これは、皆さんご存じのとおりですが、平成26年8月20日、広島市で非常に大きな土砂災害があり、77名の方がお亡くなりになっています。そのときに170カ所、小さい畦畔を含めるともっとあったのかもしれないのですが、非常に大きな災害が起きたことも契機にして、現在、レッド区域の公表がされています。県のホームページを見ますと、きょう、3月17日の5時から土砂災害・防災情報システムの試験運用が行われると載っていました。このシステムではどういうものが確認できるのか、紹介してください。

**○城ヶ崎砂防・災害対策課長** 清水委員から、土砂災害・防災情報システムの試験運用についてご質問がありました。

この内容については、今年度事業で土砂災害・防災情報システムを、稼働させていただいていますけれども、現在の防災情報は、降雨の情報だけが出てくるということになっていますが、これに加えて、今ご指摘のありました土砂災害防止法に基づく指定区域が重ね合わせて表示できるものを考えており、そういった観点から、被害のおそれのある範囲と、それから、強い雨が降ったところを重ねて見ていただくことができるのが大きな変更だと思っています。以上です。

**○清水委員** 多分市町村の皆さんはご存じかもしれませんが、一般の住民の方もインターネットを通じて、これを見るのが可能ですか。

**○城ヶ崎砂防・災害対策課長** 住民の方々にもインターネットで見ただけの確認をするために、現在の始動確認をしているところです。本格稼働いたしましたら、県民の皆様方にインターネットを通じて見ただけのことになるとなっていると思っています。以上です。

**○清水委員** できるだけ早く、この試験運用期間にエラーチェックをしていただいて、す

ぐに見ていただけるように、特に梅雨時期までには確実に稼働ができるようによろしくお願ひしたいと思います。

引き続き、先ほど、砂防3法の件を申し上げましたけれど、それ以外に、土砂災害に関連して、今、砂防・災害対策課長からご紹介がありましたが、土砂災害防止法による指定の区域、宅地造成規制区域、宅地造成等規制法による指定区域の指定がされます。それらについては、重複している場所があるのかどうか、お教えいただきたいと思います。

**○城ヶ崎砂防・災害対策課長** 土砂災害防止法と宅地造成等規制法の区域について、重複しているところはあると認識はしていますが、今は、どのくらいの範囲かについて、お答えできる資料を持っていません。

**○清水委員** 住民の皆さんがどういうデータが欲しいのか、もしくは宅地造成をされる民間の業者がどういうデータをお望みになるのかというところが、基本的に法律で縦割りになっているから、それぞれでつくられていて、連続性がない気がするのです。なおかつ、宅地造成等規制法もそうですが、県が抱えている図面をアナログで各市町村の都市計画図に転記しているのが現状です。手で移しかえていて、かなり不正確です。どこからどこまでが入っているのかわからない。なおかつ、特に土砂災害防止の図面は、エリアを切って、ここは滑りそうという想定図面ですから、本当にそのとおりになるのかもしれませんが、その部分と、その他の図面で記載されている内容が非常に不明瞭な線で区域設定がされている。これは管理者が奈良県であったり、それぞれの市町村であったりと違っているのではあると思うのです。今後の考え方を聞きたいのですが、奈良県のこういう図面をもって規制の表示であったり、義務づけられた台帳の付図について、GISを用いてされるのか、この辺はどうなのですか。砂防・災害対策課長に荷が重かったら、県土マネジメント部長、どうですか。

**○城ヶ崎砂防・災害対策課長** 土砂災害防止法の指定という観点から、宅地造成等規制法の関係性とか、部分については確認をしているわけではありますが、清水委員ご指摘のとおり、重ね合わせという観点でどうするのかについて、まだ検討していないので、そういったご意見も踏まえながら、関係各課とお話をさせていただきながら、検討してまいりたいと思います。

**○清水委員** 住民サービスが、住民の皆さんがどういうことをお求めになっているのかという観点からいいますと、まず、見える化だと思います。画像のデータとして、インターネットで見ればすぐにわかる。ここが本当に危険な区域なのかどうかをまずもって知りた

い。家を買うとなれば、恐らく一生に1度か2度という大きな買い物なのです。そのときに、役所が提供している図面に何も記載されていない。記載はされているかもしれませんが、この部分はここに行って調べてください、砂防は砂防に行って調べてください、宅地造成は建築課に行って調べてください、土木事務所に行って調べてくださいというのが現状ではないですか。住民目線からすると非常に不親切で、役所の目線で仕事をされているだけだと思います。そういうことがあるから、うちの会派からもほかの質問がありました。住民に対して、非常に不親切ではないのかと、対応もおくれてしまうのではないのかというところがあるわけです。ですので、知事は恐らく地籍調査については積極的にというお考えだと思うのですけれども、地籍調査をするから、それは後置きだということではないのです。一つのことをやれば、発展することがたくさん出てきます。特に座標管理をするメリットが物すごく大きいわけですから、官民地の境界もそうですし、民と民の境界紛争も防げますし、なおかつ、もしも災害が起きたときの復旧をどうしたらいいのかも、全てその図面で管理できます。一番大きいのは、この前も言いましたけれど、公平な税の管理ができるということです。そこを見落とししていくと大変なことになりますから、せっかくこの砂防台帳もそうですし、林地台帳もそうですけれど、取っかかりとしてされるときに、やはり住民目線に立って今必要なものをつくり上げていくきっかけにさせていただきたいと思いますので、ぜひとも視点を変えていただきたいと思います。砂防・災害対策課長、どうですか。

**○城ヶ崎砂防・災害対策課長** 清水委員から、住民目線に立って、それぞれの法律に関する情報が一元的に見られることが重要ではないかというお話をいただいたと思います。

今回私ども、確かに砂防指定地台帳という観点から図面を整備するということ、それから、今ご指摘があった土砂災害・防災情報システムという観点からシステムを更新する、しかも、それはGISを使った地図を活用して、土砂災害・防災情報システムはGISを使ってということをやっています。そういった中で、私どもで、砂防・災害対策課としてできることも限られているところはあるかと思いますが、私どもが推進する事業のきっかけとして、いろいろな関係各課からまずは情報収集をさせていただく、今その情報がどうなっているのかすら私が存じ上げていないところもあるので、まずはそこから始めていく必要があるのかと思ったところですが、まさしく清水委員がご指摘のとおり、住民目線で取り組むべきではないかということについては、まさにそのとおりだと考えています。以上です。

○清水委員 同じ話を、繰り返してもなんなので、副知事もいらっしゃいますがぜひともこれは、今後のこととして大きい課題だと思います。限りある財源の中で、何を一番優先とするのかという中で、一番重きは住民の財産を守る、そして、住民の生命を守るというところがあるわけです。ぜひともその点に着眼していただいて、予算づけも行っていただきたいと思います。

では、次に水道局に質問です。今市町村水道事業の主体の水源転換をやっていただいています。そんな中で、貸付利率2分の1相当分を各市町村に補助をするということですが、例えば借入額1億円を借りたとしたら、これ、20年の利子補給をしますということですので、想定額として、現在の利率計算で結構ですので、どのくらいを市町村に補助をすることになるのか、計算の結果を教えてください。

○郡水道局総務課長 市町村県営水道支援資金貸付金で1億円を借りられた場合、利息をどのくらい軽減するのかというお尋ねがありました。

元金均等の償還として、財政融資資金の現利率は、0.3%になっていますので、それで計算しますと、20年間の合計で約158万円の利息が軽減されることとなります。以上です。

○清水委員 かなり大きい額だと思いますし、利息のことですから、これから高くなる可能性もありますので、この制度がずっと生きるようにするためには、県営水道の経営が安定していないといけないという大前提があります。その大前提の点について、お伺いしたいのですが、人口が減少していて、年間給水量は非常に余裕がある状態だと思います。経営面から給水単価を、一旦引き下げをされて、当分の間、引き下げ単価を据え置きということで、この前も発表していただきました。何年まで現状の単価でいけるのか、その期間はどこまで見ているのか、ご紹介していただきたいと思います。

○郡水道局総務課長 水道料金について、答弁します。

平成25年度の料金改定では、1期を4年として2期8年、平成32年度までは現行料金を継続することにさせてもらっています。そして、今回ちょうどその中間年となります今年度、平成28年度に、中間検証を行い、先ほど清水委員からもお述べのとおり、経営は今比較的安定していますので、一応平成32年度までは、当初の予定どおり、そのままの現行料金で継続していくと考えています。平成33年度以降どうしていくのかということでお尋ねだと思いますけれども、現在地域振興部で県営水道と市町村水道の垂直統合を視野に入れた新たな県営水道ビジョンの策定を検討されております。そこで、それが平成

30年度をめどにということ聞いておりますので、その県域水道ビジョンと整合させながら、県営水道としても長期の収支の見通しを考えていきたいと思っています。その長期の収支、財源見通しに合わせて、基本的に料金については、その段階で検討していくことと考えていますので、現在下げるとか上げるとか、そういうことは特に考えておりません。以上です。

**○清水委員** ぜひとも経営の安定化を図っていただきたいのと同時に、現在、磯城郡が県域水道エリアに転換をされて、現状、北葛城郡で協議中、もしくは一部進行中だとお伺いしています。これからまだ転換可能な自治体もあろうかと思っておりますので、人口が減って、水はつくるが、売り先はないということにならないように、ぜひともエリア拡大も含めて、積極的に今後考えていただきたいと思っております。

時間も1時間になりますので、最後に、「平成29年度一般会計特別会計予算案の概要」の159ページに、大和川の水質改善対策として、きれいに暮らす奈良県スタイル推進プロジェクトが書かれています。3月5日、大和川の一斉清掃がありました。加藤県土マネジメント部長も現場にいらっしゃいましたので、一言、正直な感想を言っていただけたらと思います。

**○加藤県土マネジメント部長** 今、清水委員から、大和川一斉清掃についてお尋ねがありました。

ご指摘いただきましたように、本県が推進しておりますきれいに暮らす奈良県スタイルの重要な取り組みの一つということで、大阪府域では平成8年から実施していますけれども、奈良県区域でも平成20年度から取り組んでいるところです。本年は3月5日に実施をしました。奈良県下においては、流域23市町村の約60カ所の地域で、ことしは9,100人の方々にご参加をいただき、約37トンのごみを撤去したところです。目標1万人の参加ということで頑張ってもらって、目標には少し足りなかったのですが、過去最高の方々にお集まりをいただいたということで、この場をおかりして、感謝を申し上げたいと思っています。

私もメイン会場である三郷町の会場に参加しました。私もかねてより大和川の川辺に生えるヨシにひっかかっている、花が咲くと言われるごみをいつぞや取ってやろうと思っておりまして、9時から10時半までの1時間30分、短い時間ではありましたが、しっかりと汗をかかせていただきました。長靴を履いていきましたので、川にじゃぶじゃぶと入って行って、川底のごみやヨシにひっかかっているごみをしっかり取らせてい

ただきました。ビニール袋や、川べりのヨシのところにはペットボトルが大変多くありました。川の中に手を突っ込んで取るものですから、水質が、大分きれいになったとはいえ、手も少しにおう状況になりました。堤防のほうは結構きれいなのですけれども、やっぱり川底とか川辺のヨシのあたりに結構ごみがたまっています。少し周りを見渡すと、川の中にじゃぶじゃぶ入って行って、川底や周りのヨシからごみを引っぺがすという姿はあまり多くなかったかと思うのですが、今回は9, 100人にご参加いただきましたけれども、そういった方々の中から、じゃぶじゃぶと川の中に入って行ってしっかりごみを取ってくださるという方が多くなって、ことしは37トンでしたけれども、人数もふえ、さらにごみの取れる量もふえるように、流域の皆さん、あるいは流域の企業の皆さんの、ご協力をいただいて、しっかり進めてまいりたいと考えています。そのような感想を持ちました。以上です。

**○清水委員** 川の中へ実際に入っていて、ペットボトル、あるいはビニール袋、私が過去に経験したのは自転車や単車、大きいタイヤなどで、下流部は本当に大変です。大和川自身は一級河川で国の管理ですから、国でしっかりしていただきたい。ところが、国も予算があまりないのか、河道の拡幅も河床の切り下げも全然進んでいない状態であるわけです。特にごみは上流から下流に流れてきますから、県一級河川の周辺の住民、もしくは道路上から不法投棄されたものが全部大和川の下流域に集まってくる。それを下流域はもう本当に残念だと思いつつ、いつも清掃活動をしていただいているのですけれども、県土マネジメント部長がおっしゃったように、幾分水質はよくなっている。ただ、今おっしゃったとおりなのです。河床は泥がへドロ状態です。これは実際に中に入られたらわかるのですが、へドロの状態のままです。上は砂がたまっているから若干きれいには見えませんが、ちょっと手を突っ込めば異臭がしますし、へドロの状態であることは間違いないのです。昔、王寺町に水泳場があったのです。大和川で水泳ができた。そういう時代が50年、60年前にあったのです。そこに戻すためには大変な努力が必要であって、これから先、ほかの委員さんもよくおっしゃいますけれど、河道整備をきちんとして、出てきた土砂をさらわないと、下流に全部流れてきて、へドロが堆積していくという繰り返しののです。予算がないからなかなかできません、ここはできませんみたいなことをおっしゃいますけれど、まずは上流部分をきちんと手だてをすれば、下流には流れてこないのです。ですから、県が管理する川をきちんとやるのが国土交通省の一級河川である大和川を保全することにもつながりますので、ぜひとも今後も河川行政に絶大な理解をいただいて、

予算の配分をしていただき、総合治水も全部含めですが、何とかもう少し頑張っていたきたいという思いです。

質問については、以上で終わります。先ほど申しましたGISの図面等々について、皆さんの口がなかなか重くて、こうしますという答えがなかったので、知事に総括審査で聞かせていただきます。よろしくお願いします。以上です。

**○太田委員** 最初に、通告はしていないのですが、昨日とけさの新聞で大和高田市のにせ一級建築士による設計の発注ということが掲載されております。この建築士の成り済ましは刑事告発するように都道府県に通知をしているということですがけれども、これはきのうの時点で、市は、安全性が担保されていて、告発は考えていない。この間、県として、こうした問題に対してどのような働きかけ、指導をされているのかについてお伺いをします。

**○松本建築課主幹** この事案は、大和高田市の設計業務委託に係る手続の中で偽装されたものですので、刑事告発するかどうかは大和高田市の判断となります。当課としては、何かできることがあれば協力していきたいと考えております。

**○太田委員** ありがとうございます。漏れ聞くところによりますと、大和高田市も第三者機関に依頼して判定して、耐震性に問題ないということですがけれども、この第三者機関も、この一級建築士と偽装されていた方とのつながりもあったのではないかとも言われています。きのうの市議会では、今度、6月議会までに告発することも含めて今後検討したいということでした。大和高田市は、過去にも交付金の返還など、問題もありました。この間、こうしたことが続いておりますので、私も注視して見ていきたいと思っておりますけれども、県としてもしっかりと見ていただきたいと思いますと思っております。

それでは、通告した質問を行います。

まず、最初に、私たちは、住宅リフォーム助成制度を求めてきたところです。奈良県は、かつて国のリフォーム助成制度にあわせて県で、住宅エコポイントならプラスということで、非常に幅広いリフォーム助成制度を取り組んでおられました。私たちも非常に喜んでいましたし、効果もあったということです。ところが、残念ながらこの制度は一旦なくなってしまって、現在に至っているわけなのですけれども、この議会の中で、奈良県小規模企業振興基本条例が新たにできたところですがこうしたことを一つのきっかけにして、ぜひこのリフォームの助成を行っていくべきだと思っておりますけれども、県としてどのようにお考えなのか、その点についてお伺いをします。

**○大島住まいまちづくり課長** ただいま太田委員より、住宅リフォーム制度について、再



度、小規模企業振興基本条例をきっかけとして検討すべきではないかというご指摘をいただきました。

県としては、人口減少が進む中で、既存の住宅をリフォームしながら長く使っていくことは非常に重要だと考えており、平成24年に策定した奈良県住生活ビジョンにおいても、安全で安心なリフォーム市場の形成を位置づけさせていただいております。このため、具体的には、民間住宅については、住まいの安全の確保、県産材の活用といった観点から、耐震改修や県産材を活用したリフォームについては支援を行ってきており、今も支援を行わせていただいているところです。それに加えて、安心してリフォームできる環境整備も重要であると考えており、住宅リフォームに関する研修会、それから、相談員の派遣などにも取り組みをしているところです。さらに、国土交通省においても、ポイント制度は終わってしまったのですが、住宅の省エネ化、耐震化のためのリフォーム支援は継続的に行っており、県としても、こうした制度の周知も図ることによって、リフォームを促進したいと思っています。また、県営住宅においても、空き住戸の改修、あるいは内装設備などの小規模な修繕工事が多く生じる場所ですけれども、こうした工事については、県の管理事務所だけではなく、民間の指定管理者が発注する場合にも可能な限り県内の地元企業に行ってもらう形で進めています。こうした取り組みを進めることにより、住宅リフォームをさらに推進してまいりたいと考えているところです。以上です。

**○太田委員** 今回この小規模企業振興基本条例ができました。それまでには、中小企業振興基本条例もあったのですが、今回初めて小規模基本法ということで、小規模の事業者に焦点を絞った条例ができ、そのパブリックコメントなどを見ていまして、約70の方々からのご意見がここに寄せられているということで、非常に期待は高いと思っています。その中でも、やはりこの条例が声かけだけに終わらずに、実際にこの地域の振興に本当につながるものになることを求めておられるということです。

実際に県内でも複数の市町村で、いわゆる一般リフォームに対するリフォーム制度、助成制度が行われているのですが、その取り組みや効果については、県として何か検証といいますか、調べたりといったことは行っておられますか。

**○大島住まいまちづくり課長** 残念ながら全ての市町村においてどういったリフォーム制度があるのか、それについてどういう効果があるのかの検証はしていません。ただ、我々としては、例えば広陵町などにおいて、住宅リフォームの支援制度を独自に設けられていることは把握しています。今後市町村に対しては、実はいろいろな国の制度あるいは施策

の情報なども含めて、年5回以上、研修会、あるいは相談会のようなものを行っていますので、そういう中で、市町村の助成制度の周知、情報共有については進めていきたいと思っています。以上です。

**○太田委員** 今実際に行われているところもありますので、ぜひその点での効果や、全国的に言われているのが、一般リフォームの敷居を低くすることにより、いろいろなところに波及していくと、リフォームをすれば家具を買ったり、家電を買ったりというところにもつながっているともお聞きしています。せつかくの条例がこの議会の中で通る見通しでもあると思っていますので、ぜひその点では、これを契機に、県としてもこの条例推進のために県を挙げて進めていただきたいと求めておきます。

2点目は、平城宮跡の問題です。

先ほどもありましたけれども、奈良県はこの史跡の隣接地において、交通ターミナルやゲートウエーの整備を行うことになっており、平城宮跡の入り口に遣唐使船を持ってくる計画になっています。平城宮跡では、朱雀門や東院庭園、第一次大極殿正殿などが復原されていますし、第二次大極殿正殿では基壇が復原されたり、また、第一次朝堂院では朝堂の基壇が立体表示されており、さまざまな遺構の表現が行われてきたのですけれども、既に設置されている遣唐使船の場所を変えるということで、これは平城宮跡の遺構をもとに復原をしたものか、あるいは表示をしたものなのか、その点についてお伺いします。

**○志茂平城宮跡事業推進室長** 復原の遣唐使船についての質問をいただきました。

実は7年前、2010年の平城遷都1300年祭の開催目的の一つに、平城京の歴史的、文化的意義を改めて確認、共有するということがありました。そのときに、復原遣唐使船は、あそこの特性である古代東アジアの中で日本が国家として基本的な枠組みを構築した歴史、さらに、その先人たちの国づくりにかけた情熱というものを、その船を介して感動的に出会う場を提供するという目的のために作成されたものです。平城京歴史館の前に設置されていたわけですが、館内では遣唐使のシアターや、平城宮跡のバーチャルリアリティーシアターで来場者には平城宮跡の歴史文化を確認するきっかけになったと考えています。その復原に当たっては、平安時代の絵巻物である吉備大臣入唐絵巻に記載されており、その文献を参考に、有識者の監修のもと、また、制作においても、寺社建築の専門家の協力も得て、吉野杉を使うなど、船長30メートルの原寸大で設置させていただいたものです。

先ほど太田委員がお述べのように、現在、平城宮跡では、平成25年度に策定した歴史

公園整備計画に基づき、朱雀門の南側に観光交流拠点施設を整備をしています。この整備計画の中において、2010年に復原しました遣唐使船についても、もう一度、歴史公園のランドマークとして視認性の高い大宮通りに設置することを位置づけたところです。

なお、平成遷都1300年祭から既に7年を経過しており、非常に劣化が激しいところがあります。現在メンテナンスをかけており、最終的には観光交流拠点施設の一施設の中から乗船可能な場所に設置したいと考えています。その施設の中では、さらに天平文化の展示、イベント等を計画しており、これらのコンテンツにより、平城遷都1300年祭同様、訪れた方が平城宮跡の歴史のみならず、広く古都奈良の文化、歴史に触れていただく場所をつくっていきたいと思っています。以上です。

**○太田委員** この公園のランドマーク的な存在としての遣唐使船ということですか。

この平城宮跡の遣唐使船について示す発掘調査の成果はあるのでしょうか。その点についてお伺いします。

**○志茂平城宮跡事業推進室長** 遣唐使船のそのもののいわゆる出土品はなかなかないのですが、いわゆる遣唐使が唐から持ち帰ったものは、平城宮跡の出土品からかなり出ています。現在、奈良文化財研究所の資料館で展示されていますし、また正倉院展の中でも展示されているということで、間接的な発掘調査はあります。以上です。

**○太田委員** ここでの発掘調査の直接的な成果はないということですか。

遣唐使船の大きな模型を示して展示することで、東アジアとの交流が感じられることになろうかと思うのですが、私はこの東アジアとの交流を感じる最も確かなあかしは、やはり平城宮跡そのものの遺構であると考えています。この間、国営公園化されてから、第一次朝堂院が土系舗装されて、これも私たちは議会の中でたびたび知事とも論戦をしてきたのですが、実際に文化庁に行って、この舗装がどういう学術的な根拠があるのかと尋ねたことに対して、土系舗装が何かをあらわしたものではないという回答でした。奈良大立山まつりがこの会場で行われているわけですが、これ自身も、この平城宮跡との関係でいいますと、直接的な関係という点ではなかなか難しいものがあるかと思えます。

何が言いたいかといいますと、この平城宮跡が本当にイベント会場であったり、テーマパークという形にシフトされるのは、非常に危険といいますか、本来この平城宮跡が世界遺産に認定されたのは、やはり地下にある木簡であったり、遺構が評価されてのことだと思っています。今この平城宮跡については、保存管理計画が策定されていない状況です。

ぜひこれを早急に策定していただいて、守るべき価値が一体どこにあるのか、この公園の価値打ちはどこにあるのかを県民の皆さんや住民の皆さん、そして県や国とも共有できる形で、この公園のあり方を今後ぜひ考えていただきたいということを申し上げておきたいと思います。

続いて、高畑町裁判所跡地と、吉城園の周辺地区整備事業に係る発注業務の金額と、その内訳についてお伺いをします。

**○上平奈良公園室長** 高畑及び吉城園の委託関係について、述べさせていただきます。

高畑については、平成26年度、パシフィックコンサルタンツ株式会社に委託をしています。工期は、平成27年2月26日から平成27年9月30日までです。平成27年にはアドバイザー業務として、同じくパシフィックコンサルタンツ株式会社と平成28年3月10日から平成29年3月31日までの契約となっています。吉城園については、平成26年度、スペースビジョン研究所と平成26年11月7日から平成28年3月31日まで、平成28年度は株式会社長大と平成28年6月15日から平成29年12月31日までの契約となっています。

金額については、まずは高畑については、平成26年度のパシフィックコンサルタンツ株式会社は1,118万4,480円で、平成27年度の業務は2,268万円です。吉城園については、平成26年度の業務は568万9,440円で、平成28年度の業務は2,676万2,400円です。以上です。

**○太田委員** 続いて、この高畑町裁判所跡地の整備予定地は1.3ヘクタールあり、従来ですと、1ヘクタール以上の開発は奈良市の開発許可が必要でしたが、昨年12月27日、都市公園である、奈良公園の一部に組み込んだということですが、この奈良公園に組み込んだ経緯と理由についてお伺いをします。

**○上平奈良公園室長** まず、経緯について、高畑町裁判所跡地については、平成17年に国からの要請により、古都法第11条に基づき、県が買い入れた土地です。当該地は、土塀などが老朽化が著しく、竹林などが鬱蒼として、荒廃した状況でした。しかしながら、平成24年2月に策定した奈良公園基本戦略では、当該地を奈良公園に編入して、そのポテンシャルの高さを有効利用することが奈良公園の価値を高めるものと位置づけられました。その後、奈良公園整備検討委員会などで議論を重ね、昨年10月31日には庭園遺構の復原と往時をしのばせる宿泊施設の整備が上質な空間づくりとなり、名勝奈良公園の価値を高め、また、その価値を継続的に維持する上で望ましいと結論づけたものです。その

後、編入手続を開始して、昨年12月27日に公園区域となったものです。奈良公園に編入した理由は、今述べましたように、この地は非常にポテンシャルの高い土地です。それが奈良公園の価値を高めることとなりますので、都市公園に編入して整備を行いたいということが理由になっております。以上です。

**○太田委員** 昨年、突然この奈良公園の一部に組み込まれて、その奈良公園に組み込んだことによって、便益施設が建てられるということです。しかも、その施設は、知事がおっしゃるには高級ホテルということで、非常に飛躍があるといえますか、県民の皆さんや住民の皆さんからは、当然あそこは確かに価値の高いところですし、広く県民の皆さんに見ていただきたい、また、周辺も周遊するにも非常に集客する力があるところだと思います。それだけに、私は住民の皆さんや、また、多くの方々が納得する形で、この整備を進めていただきたいと思っております。

ところが、この周辺の地域はいろいろな厳しい規制の中で、皆さんがそれぞれ工夫をしながら、景観や代々受け継いだものを守ってきたわけですけれども、今回、県でここを奈良公園に組み入れて便益施設という形で高級ホテルというのは、これは住民の皆さんから見れば、なぜ奈良県だけが勝手にルールを変えて、ここにこういったものを建てるのが可能なのかと、疑問も出されているところです。ぜひこの点については、知事に直接をお伺いしたいと思いますので、総括審査にあとの質問は回したいと思います。

最後ですけれども、これもまた、奈良県のPPP、PFI事業等の取り組みで、知事が昨年の12月20日に、国で何かご説明をされている、県営水道のファシリティーマネジメントの中に、さらなる業務効率化のため、PPPやPFI、コンセッション方式を検討するという文言があります。これについて、まずご説明をいただきたいと思っております。

**○浅田水道局業務課長** 県では、現在県営水道と市町村水道が連携し、投資の重複を避けて、県域全体で水道資産の最適化を図る、いわゆる水道版奈良モデルである県域水道ファシリティーマネジメントに取り組んでいます。今後の展開として、業務の効率化にも取り組む予定ですが、太田委員がお述べのPPP、PFI、コンセッション方式といった官民連携については、その手段の一つとして検討していきたいと考えています。以上です。

**○太田委員** 奈良市ではまさに今こういう取り組みが進められようとしており、実際にいろいろなご意見が出ているわけです。奈良市自身もこの官民連携のデメリットもあると指摘をされており、その中に、こういうコンセッション方式を導入すると、災害時に県や市町村から十分な応援人員が派遣されない可能性があるとして、災害時におけるリスクや、

役所みずからが経営しているわけではないので、放漫経営のリスクがあるとも指摘されています。そして、水道料金の算定の仕組みも変わってくるということですが、民間事業者がやった場合に、料金積算の根拠に株主の配当や事業報酬を原価として加えることが可能になってくるという文言もあるのですけれども、これも実際にどうなのか、その点についてお伺いをします。

**○郡水道局総務課長** 今、太田委員から水道料金のお尋ねがありました。

株主であるとか、そういう配当を含めているのかということですが、あくまでも我々の料金の算定について、現在考えていますのは、地方公営企業法に料金の3原則があります。一つは、公正妥当なものであること、あと、能率的な経営のもとに適正な原価を基礎としていくこと、それから、健全な運営を確保していくことです。先ほどのPPPなどについては、業務の効率化という観点から検討していくということで、この3原則でいうと、能率的な経営のものと適正な原価に関係してくると思います。今回の法制度の改正においては、そういうコンセッション方式の導入の環境整備を図ることで、今まさに法制度の法律が出されて、今後さらに規則や政令など、いろいろなことが決まっていくと思いますけれども、現在我々としては今ある形の中で水道料金を考えていますし、今後どう動いていくのかについては、しっかりと注視していきたいと思っています。以上です。

**○太田委員** 県で今すぐというわけではありませんが、将来この文言がありましたので、県営水道は、あくまでも公共サービスで行っていただきたいと思っています。やはり水道は、本当に県民の皆さんにとっても欠かせないものですので、ぜひこの県営水道を守っていただきたいと思っています。

先ほど奈良市で進められていますコンセッション方式が、例えば民間活力の導入ということで、結果的には水道料金をはね上がってしまうのではないかと、地元の皆さんは非常に心配をされていますし、奈良市も、先ほど申し上げましたように、災害のときにどうなるのかや、放漫経営になるのではないかと、こんな指摘もあるわけです。そういった点もぜひ注視をしていただき、今後の県営水道のあり方を考えていただきたいと思っています。以上です。

**○中野委員** 今、太田委員からホテルのことについて質問がありましたので、ついでに聞かせていただきたいと思っています。

前々からホテルの誘致については、皆さん頑張っていらっしゃって、私も歴代知事の夢でもあったし、ある種県民の夢かと思っています。その夢をビジョンに変えながら、いよいよ

現実化に向かって走っているということでは、大変評価もしており、微力ながら、それなりに鞭撻もしてきたところですし、これからも一生懸命鞭撻していきたいと思っています。

ところで、早くに質問をとりに来ていただき、このホテルの誘致のことについて質問しますということは前々から申し上げていたわけです。そのさなかに、この予算審査特別委員会の最中に、突然こういう新聞記事が載りました。毎日新聞と読売新聞です。これは、いきなりです。森山委員長、この委員会で知らされていたのですか。あなたがもう少し感じ取らないといけないと思いますが。皆さん、ご存じだったのですか。3月15日に、この予算審査特別委員会の最中に、これが突然新聞に載ったのですが、通常こういう形ではないのでしょうか。県議会議員に新聞に出る前に発表しますとか、あるいはこういう状態に今なっておりますなど説明があつてしかりだと私は思うのですけれど、皆さん、そう思いになりませんか。感じ取ってもらわなければ、この委員会の値打ちがなくなると思うのですが、感じ取られているのでしょうかね。

（「当然そうです、おっしゃるとおりです」と呼ぶ者あり）

だから、そのことについて、説明を求めないと、これは、質問以前の問題で、質問できない。そのことについて、お尋ねをしたいと思う。

（「反論も含めてやってください、反論も含めて」と呼ぶ者あり）

○上平奈良公園室長 申しわけありません。我々の、本来報告すべき事項でございます。申しわけありませんでした。

○中野委員 そんな簡単に謝ったら、あと何も言えないではないですか。いや、それはそれでしときましよう、森山委員長。コメントを求めます。

○森山委員長 予算審査特別委員会の最中なので、事前に各委員に説明に来ていただくという流れが適当だったのではないかなと思います。そのあたりは、今、奈良公園室長が謝罪をされた。本来はその流れだったけれども今回は違う形になったということで、今後はそういうことがないようにという前提でよろしいですか。ではそういう形で、戻させていただきます。

○中野委員 謝っていただくことが目的ではないのですけれども、なぜこういうことを申し上げるかといいますと、これは、実際、反対運動が起こっているのです。それは、どういった中身の反対運動なのか、教えてください。

○上平奈良公園室長 基本的に一番反対運動が起こっているのは、高畑地区で、そこにつきましては、リゾートホテルが建つ、自然を壊すようなものは必要ではないのではないかと

という形で、地元のちょうど道向かいになるのですけれども、その方が反対運動の会長になって、インターネット等も通じて反対をされておられます。以上です。

○中野委員 吉城園と、高畑という2カ所があるのです。できることならば、この2カ所とも成就させたいと私は思っているのです。反対運動があるにもかかわらず、あなた方は水を差すから、僕らにそういうイメージを与えるから余計おかしくなるのです。せっかく、燃えている話に水を差すようなことになれば困るわけだから、そこへあなた方がまた水を差すという、気分を害すことになるから、変なことになってしまうわけです。

誘致しようとするホテルのコンセプトを、教えてください。

○上平奈良公園室長 ホテルを誘致するというよりは、今までも言っていたのですが、この公園は、吉城園にしましても、高畑にしましても、非常に価値のあるものです。高畑の価値といいますのは、地割りや風致林、中に文化的価値の高い庭園等があります。吉城園につきましても、同じように、地割りや樹木、建築物につきましても、洋と和がくつついたような近代建築物ということで、非常に価値のあるものです。その価値を守っていくということにおいて、民間の活力をかりまして、民間資本を導入することにより、奈良公園の価値を整備して、継続的に持続していくことで、奈良公園の価値が末永く保たれるということで、宿泊施設ということに検討委員会等で決まったものです。以上です。

○中野委員 価値があるということは、そのとおりだと思うのです。要するにいわゆる古都奈良のそういった価値のある雰囲気、環境を利用したホテルを誘致したいということなのです。違いますか。その周辺の今までの環境を担保しながら、ホテルも建てて、お互いに相乗効果のある、そういった環境を利用したホテルを誘致ということが目的だと理解するのですが、違いますか。

○上平奈良公園室長 おっしゃるとおり、環境を保全しながら、副次的にホテル、宿泊等が、不足している形のものも供給できることにはなります。以上です。

○中野委員 ですから、要するに反対運動をなさっている方から、環境が壊れるという話も聞くのですが、環境を壊してしまえば、そのホテルのコンセプトがなくなるわけです。そこだから、このホテルを持ってくるわけです。わかりますか。環境を壊せば、そのホテルのコンセプトも奈良公園全体のコンセプトも壊れてしまうから、これは、相乗効果で、その環境があるからこそ、そして守っていくからこそ、そのホテルがあるわけですから、その広報をしっかりとされたらどうですかと私は申し上げたい。インターネットを引きますと、職員が木で鼻をくくったような説明をしたという一文がありました。これが本当か



うそかはわかりませんし、誰が書いたのかもわかりませんが、そういうことではなく、しっかり環境を守りながらホテルを建てていくというコンセプトそのものを広報する。ホテルといえば、みなさんは四角い何十階建てのシティーホテルを連想するのです。近場にいらっしゃる、説明を受けている皆さん方はそんなことを思わないけれども、ちょっと離れますと、そういうイメージがある。奈良公園の中にそんなとんでもないものができたらどうするのかという話もあるのです。イメージが先立ってしまいますから、反対運動でも、どちらでもいい人がサインしてしまうことがあるわけです。ちなみに、何人ぐらいの署名運動が、集まったのですか。

**○上平奈良公園室長** 署名としては、約2万8,000人です。ただ、その署名の中では、鹿の居場所がなくなるとか、全体にホテルが建つのは似合わないとか、若草山にホテルは似合わないなど、現地をわからずに書かれている意見もかなり多かったです。

**○中野委員** 2万数千名が多いか少ないかはよくわかりませんが、いい考えだという方のほうが私の周りには多く、どんどんこれを進めていってほしいと思っています。ですから、繰り返しになりますけれども、先ほど申し上げましたように、広報の仕方がまずい。しっかりとこの環境を利用して、この環境にふさわしいホテルを持ってくるということを強調しながら、しっかりと広報していただき、この2カ所ともぜひとも成就させてください。このことだけ強くお願いをいたしておきたいと思います。ありがとうございました。

**○中西まちづくり推進局理事兼観光局理事** 今、中野委員からしっかり頑張れというご指摘を受けて、非常にありがたく思っております。おっしゃるように、広報に関して、いろいろな誤解を生じさせた部分について、今後しっかりと奈良公園のよさ、環境を守りながら奈良公園の魅力を向上するためにやっている事業だということも多くの人にわかっていたように広報をしっかりとやると同時に、実はこの後、また高畑町裁判所跡地の審査会が控えております。審査会が終わりますと、通常数日ぐらいで決定しまして、今ご指摘を受けました、吉城園の資料ですが、あのような形でまたマスコミへ発表することになるのですが、今度はこの委員会で言っていただきましたこともしっかり踏まえて、議員の皆様方にもきちんと報道前にご説明をさせていただいた上で、新聞等に提供していきたいと考えておりますので、よろしく願います。ありがとうございます。

**○森山委員長** 願います。

**○粒谷委員** 関連して、申し上げるのですが、今、中野委員がおっしゃったことは、

全くそのとおりなのです。きのう、私も担当の方に来ていただきました。どうなっているのだという話を聞きました。きょう朝から、平面図をいただきました。きのうは、パースをいただいて説明を受けました。しかし、今、中野委員がおっしゃったとおりです。我々は、本当にこれはどうなっているのだという話です。今言われたように反対運動の方がいらっしゃる。これは、本当に気配りと配慮をしないといけません。私は、この間、奈良大立山まつりでも言いましたけれど、知事が思っている気持ちとミスマッチしています。知事は何とか観光のためにということで、ホテル誘致も最小限度の感じで持ってくるのです。今おっしゃったように何十階建ての建物と違うのです。しかし、いみじくもそういう話を我々にも当てつけている。知事はそんな気持ちは毛頭ない。あのロケーションを守りながら、いいものをということをおっしゃられるのに、皆さん方がやっておられる行為はかなり違います。私は本当に残念でならない。だから、多分、先ほどもおっしゃったように、我々、議員、みんな心一つで同じです。森山委員長もこのことを知らなかった。これは、はっきり言って失礼です。こんな大きな事業をなさるのに、我々だけではない、住民の皆さん方にももっと気配りと配慮をしないと、いたずらに混乱を起こすだけです。これはもう我々議員、同じ考えだと思いますので、その点をよろしくお願ひしたいと思います。

もう1点、ついでですので、申し上げたいと思います。これは、私がいつも申し上げておりますように、辻町インターチェンジですけれども、今年度も予算を頂戴しまして、ありがとうございます。担当部局も大変ご苦勞をかけていますことも、これもあわせてお礼申し上げますけれども、しかし、加藤県土マネジメント部長、前の県土マネジメント部長に私は委員会、本会議場で大変厳しく叱りつけました。現場も見ずに何だということと言いました。知事がびっくりして、現場を見に来られました。知事は、その後、この事業はやっぱり粒谷があの本会議場で怒るだけのことはあると、必要な事業だとおっしゃいました。そして、前県土マネジメント部長が国にお帰りになるときに、加藤県土マネジメント部長にこの仕事は一丁目一番地の仕事だということで継承されました。そして、この3年間、それなりにお取り組みいただいた。ここは大変難しい地域です。しかしながら、最近になってやっと実現可能な、そして、警察本部とも整合性があるような絵が出てまいりました。これは評価するのですけれども、私は、以前にも一般質問で申し上げました。古い議員さんでしたらご承知のように、その毎度その毎度、一般質問をしています。2年前に、知事が生駒市で私の県政報告会にお越しいただいて、この問題を市民の皆さん方にこれは必要な事業だと、必ずこれは早く実現しますということをお約束された。2年たち

ました。何とか前へは進んでいますが、しかしながら、あまりにも遅い。知事があそこまでおっしゃったのだから、もう具体的に答えが出てくるだろうと市民の皆さん方はおっしゃるけれども、いまだかつてまだもう一步なのです。

今年度予算を組んでいただきましたけれど、これはこれから用地買収も含めて入っていくことになろうかと思えますけれども、本当に知事は生駒市であれだけの思いをおっしゃった。奈良県の事業の中で生駒市は、県の事業をすることがあまりないのです。生駒市民の皆さん方は、天理市はいいな、よいものが今度できますね、桜井市もよいものができました。いろいろところでよいものができて、どうも生駒市だけは、前市長、現市長ともあまり良好な関係でないから何もしてくれないのかという思いがあるのです。せめてこれぐらいは生駒市と奈良県がタイアップして早く事業をやってほしい。この3月にも生駒市の議会では予算計上をしています。生駒市の部分については予算を計上しているのです。これを見える形で、今年度は腹くくってやっていただきたい。何か決意があれば、ぜひ聞きたいと思えますので、よろしくをお願いします。

**○加藤県土マネジメント部長** 辻町インターチェンジのフルランプ化について、お尋ねいただきました。辻町インターのフルランプ化については、阪奈道路に新たに交差点を設ける方式により、生駒市の協力もいただきながら、地元への調整を進めています。2月18日にも地元説明会を開催させていただいたところです。地元調整が、もう少し残っている状況ですけれども、引き続き生駒市にも協力をいただきながら、早期に用地の幅ぐいを打って、用地買収に必要な用地測量等をできるだけ早く実施できるように、力を合わせて取り組んでいきたいと思っております。よろしくお願いたします。以上です。

**○粒谷委員** それで答弁は結構なのですが、先般も私もこのような場で大きな声を張り上げたのですが、知事の思いをもう少し職員の皆さん方も含んでいただいて、奈良県をこうしよう、ああしようと思っている知事に伝えてあげてください。これだけは、皆さん方にも要望しておきます。終わります。

**○森山委員長** 審査の途中であります。これで午前中の審査を終わります。午後1時より再開いたします。しばらく休憩いたします。

11:51分 休憩

13:01分 再開

**○森山委員長** 休憩前に引き続き会議を開きます。

午前中の質疑に関しまして、松谷副知事からの発言の申し出がありましたので、ご発言

願います。

**○松谷副知事** 午前中の審査におきましてご指摘がありましたけれども、今議会の本会議でもご質問いただいております吉城園周辺地区保存管理活用事業につきまして、予算審査特別委員会開催中にもかかわらず、優先交渉権者の決定について、記者発表を行ってしまいました。混乱を招いたことにつきまして、深くおわび申し上げたいと思います。今後は、他部局も含めまして、このようなことがないように努めさせていただきますので、本当に申しわけございませんでした。

**○森山委員長** ただいまの発言をもってご了承願います。委員の皆様には、私からもおわび申し上げます。

それでは、引き続き質疑に入ります。

**○阪口委員** 通告は2点ですけれども、通告以外のことで、先ほど先輩の粒谷委員から、辻町インターチェンジの整備の話がありました。やはりここまでインターチェンジの整備が具体化してきたのは、粒谷委員の働きかけが非常に大きいと認識しております。私のところには、賛成の人も反対の人も来るのです。といいますのは、私は、山下真前市長の事務局長と、現在の小紫市長の事務局長をしておりますので、そういう意見もあるので、私は、山下前市長にもこの問題についてどう考えているのかと、市長室で伺いました。やはり生活の利便性を考えていくと、ここは積極的に整備をしていくべきだということでした。後継指名を受けました市長も、このことについては、同じでございますので、若干知事とのねじれがどこかにあるのかもわかりませんが、やはり住民の利便性向上のためには、県もここは踏ん張って整備していただきたいと思っております。

そうしましたら、通告しました2点について、質問します。

まず、生駒市西松ヶ丘の盛り土の問題についてです。

本会議で2回、また、先般、創生奈良の奈良県予算要望書に生駒市西松ヶ丘の盛り土問題の解決に向けて取り組むことということで、県の措置状況も文書で回答いただいております。確かに県も住民に対する説明会や、ボーリング調査や地質調査等々をしていただき、積極的な面については評価をできる部分もあります。あれからも少し進んでいますので、具体的に県としてどういう対策をするのか、その進捗をお聞かせください。

**○城ヶ崎砂防・災害対策課長** 阪口委員から生駒市西松ヶ丘の無許可の盛り土問題ということで、お話をいただいたところです。

ご案内のとおり、西松ヶ丘の事案で、平成22年6月に西松ヶ丘の住宅地に隣接する砂

防指定地において無許可で盛り土が行われ、その盛り土上部表面に亀裂が生じ、住宅地に被害が及ぶのではないかと危惧されていたものです。阪口委員がご指摘のとおり、その調査と結果ですけれども、県は平成28年5月下旬から地表面の動き、地質調査、地中の変位や圧力の計測を調査させていただき、亀裂の原因自体が違反行為に起因するということで、このまま対策を講じなければ、将来すべり面が形成されて、隣接する薬師堂川に滑り落ちて、下流の人家や市道に土砂が流出するおそれがあるのではないかとということがわかったわけで、その原因をつくられた連絡のとれない行為者に、是正命令を行い、公示送達の手続を経まして、効力が発生した平成28年12月に、県が行為者にかわって対策を実施する行政代執行を視野に、具体的な対策の方法、実施範囲についての検討に着手したところ です。

ご質問の対応状況ですけれども、着手をさせていただいた以降、無許可の盛り土自体をどのように取り扱うか、撤去など、具体的にどのような工法が妥当なのかについて、斜面を安定をどうかを含めて計算をする。それから、具体的に現地で施工するにはどのような施工が妥当なのか、それから、どのくらい概算の事業費がかかるのかなど具体的に対策を講じるに当たって比較検討を行ってきたところ です。以上です。

**○阪口委員** 盛り土の下のほうは、薬師堂川は市管轄の河川だと思うのです。工事そのものはかなり難しいと思うのです。私も何回も視察を行っていますので、川のほうも、そこから工事するのは難しいと思います。盛り土のところも住宅が6件あり、入る通路も非常に狭い。この工事をするに当たって住民の説明は要るかと思ひますし、難しい工事ですけれども、これは知事もやるというご発言ですので、そこら辺の日程的なめど等もわかりましたらお聞かせください。

**○城ヶ崎砂防・災害対策課長** 阪口委員がご指摘のとおり、当該地の盛り土斜面については、薬師堂川という隣接する川があり、住宅もあるということで、難しい工事になろうかと思っているところです。したがって、行政代執行の実施に向け、今後さらに具体的に工事内容、仮設をどのようにしていくか、どこから入るのかも含めて、検討を行っていきたいと思っています。ただ、実際家があり、家と盛り土の斜面、それから川という間隔ですが、その盛り土の斜面自体は土地所有者、いわゆるなくなった行為者の土地でして、そこに何かを工事するというような、まずは権原における対応の方法、それから、あそこに蛇かごという行為者が設置したものがあつたわけですが、それ自体をどう取り扱うかという問題もありますし、仮に県が何らかの構造物を設置することになれば、その構造物をどう

管理していくかも知れず、整理する必要があるかと思っています。現地の施工性も含めて、いろいろな課題はあろうかと思っていますところで、阪口委員がご指摘のいつ実施するのかについては、いろいろな課題を解決していく必要性がありますので、現時点において具体的に時期を申し上げる時点ではありませんけれども、いろいろな課題を整理させていただいて、適切な時期に判断をしていきたいと思っています。以上です。

**○阪口委員** めどは立ちにくいということですが、できるだけ早急にさせていただいたほうがありがたいというのは住民の願いです。

次に、新聞で、業者を告発していると知事も答弁されていましたが、これは、生駒警察署に告発だと思のですが、それ以後、告発を受けた業者がどうなっているのかについてもご説明をお願いします。

**○城ヶ崎砂防・災害対策課長** 今、阪口委員がお述べの告発について、まず経緯をご説明しますと、是正計画の関する是正工事を実施するよという命令を発した後、提出期限である平成29年1月16日が経過したわけですが、それでも計画が提出されなかったことから、行為者が是正命令に従わないと判断をさせていただき、奈良県砂防指定地等管理条例に基づいて、平成29年1月24日に、ご指摘の生駒警察署に告発し、同日に受理をしていただいたところですが、現在警察において捜査が進められているとは聞いてはいますが、その捜査の内容、状況については、お話しする立場にはなく、ご理解いただきたいと思ひます。以上です。

**○阪口委員** 捜査の内容については、警察の捜査権の問題もありますので、これ以上はお聞きしません。

次の質問に入ります。次の質問は、県土マネジメント部地域交通課になるかと思ひます。きのうの日本経済新聞を見ていると、非常に大きく北陸新幹線のルート確定について取り上げられています。私が住んでいるのは生駒市で、この駅が京都府京田辺市、JR松井山手駅付近のあたりということですが、生駒市は京田辺市とくっついていて、市民の方から質問等も来ます。この北陸新幹線のルートは南回り案になることで、この「平成29年度一般会計特別会計予算案の概要」の154ページでも、交通環境の充実で、リニア中央新幹線調査検討事項と、奈良市附近駅を中心とした交通体系についての調査、検討という項目もあり、この北陸新幹線の駅設置により、奈良県のリニア中間駅の設置位置について影響を与えるのかどうかについてお聞かせください。

**○折原県土マネジメント部次長（地域交通課長事務取扱）** 阪口委員のご質問にお答えし

ます。

阪口委員がおっしゃいましたとおり、北陸新幹線の敦賀―大阪間のルート、さらには京都―新大阪間のルートについては、3月15日の与党の整備新幹線建設推進プロジェクトチームという会合で、JR片町線の松井山手駅付近を経由する南回りルートに決定されたところです。その3月15日に最終報告が出されているのですけれども、こちらに決定した理由として、既存の鉄道ネットワークとの接続や地域開発の潜在力等の観点でこのルートが有望であることから、この南回りルートに決定したと書いています。ということですので、リニア中央新幹線の接続の観点から検討が行われたものではないと理解をしております、リニア中央新幹線の奈良市附近駅とは直接には関係しないものだと考えています。

**○阪口委員** 私は、リニア中間駅が、どちらがいいのかと聞いているわけでもなくて、新聞に書いてあることを市民が聞かれたらもう少し正確に答えてあげたいと思い、関係者にお聞きしています。

次に、この新聞を読みますと、北陸新幹線の自治体の負担についてですけれども、奈良県は、通らないという理解をしています。ということは、県の負担金はないのかと思います。新聞では、京都府や大阪府が自治体としては負担をするということを書いていますので、少しお聞かせください。

**○折原県土マネジメント部次長（地域交通課長事務取扱）** 阪口委員の財政負担のご質問についてお答えします。

整備新幹線、この北陸新幹線も含めた整備新幹線の建設費用については、全国新幹線鉄道整備法という法律に規定があり、その建設費用については、国が3分の2、ルートが通過する地方自治体が3分の1を負担するといったスキームになっています。阪口委員がおっしゃいましたとおり、与党において決定されました松井山手駅付近を経由する南回りルートでは奈良県域を通過しないという理解をしております、奈良県の負担は発生しないと考えています。

**○阪口委員** 先ほども申しましたように、私は、生駒市あすか野に住んでいて、少し行けば、高山第2工区で、今ここは開発を考えていくという段階です。高山第2工区は、少し行けば、すぐに京田辺市になるわけです。生駒市にとっては、この駅が設置されることによって、高山第2工区の開発等に与える影響もあろうかと思えます。今後また、県でいろいろな、北陸新幹線についての情報が出てきたら、私たちに教えていただきたいということで、発言を終わります。

○山本委員 私は、通告している2点の質問と、1点は通告はしていませんので、質問させていただきたい。そして、1点の要望ということで進めさせていただきます。

まずは、「平成29年度一般会計特別会計予算案の概要」の51ページに、飛鳥・藤原地域魅力向上事業の予算が計上されています。飛鳥・藤原地域となっているのですが、特に飛鳥の飛鳥京跡苑池について、まずはこの飛鳥京跡苑池の来年度の整備状況を教えてくださいたいと思います。

○志茂平城宮跡事業推進室長 飛鳥京跡苑池についてのご質問をいただきました。お答えします。

飛鳥京跡苑池は、古代旧跡の庭園です。古代東アジアにおける文化交流を色濃く残す遺跡であることから、文化財保護法により、平成15年に、史跡及び名勝に指定されました。これを契機として、公有化の買い上げが始まり、現在2.7ヘクタールの約9割が公有地となっています。これに並行して、県の教育委員会では、平成23年度に飛鳥京跡苑池保存整備基本構想を策定し、この構想をもとに、平成24年度、平成25年度に有識者による検討委員会を開催したところです。この検討委員会の意見を踏まえて、現在飛鳥京跡苑池の整備計画を保有しており、県文化財保存課、橿原考古学研究所、それと、私ども平城宮跡事業推進室と中和土木事務所が連携して、整備可能なところから順次事業を着手しています。

平城宮跡事業推進室では、主に工事を担当しており、平成27年度には苑池を眺望できる南側に苑池の案内所とトイレを整備し、昨年4月に供用をさせていただいたところです。次の段階として、今後もその整備計画の方針のもと、関係者が連携し、これは、苑池の主要部分ですが、南池周辺部と北池・水路周辺部という2カ所があります。こちらの遺構について整備を進めるわけですが、これらの遺構は非常に複雑な構造となっていることから、現在、先行事例として、同様の保存活用を行っているところの調査をしております。平成29年度にはこの南池周辺の発掘調査をほぼ終える予定で、今後もそういった先行事例の調査の知見や、文化庁、検討委員会の意見をその都度確認しながら、実施設計を行い、早期に工事に着手したいと考えております。

○山本委員 まず、その土地の取得が2.7ヘクタールの9割ということで、あと1割は、いただいている整備イメージ図があるのですが、この赤枠の中の1割がまだ未買収ということですか。

○志茂平城宮跡事業推進室長 そういう理解で結構です。



○山本委員 この買収は、もちろん最終は全部されるということですね。

聞き逃したのですが、平成29年度事業は、橋をつくられると聞いたのですけれども、下部工事ということで設計し、工事に入られるということで、上部工事はまた来年度ということですか。

○志茂平城宮跡事業推進室長 苑池に入ります一つの動線として、村道だったと思うのですが、こちらのほうからのアクセスということで、これは橋になるのですけれども、その下部工事の設計に入っているということで、よろしくをお願いします。

○山本委員 よくわかりました。

最後のこの件に対する質問ですけれども、あと1割の買収も残っているという中で、この南池、北池水路、そして、全部の範囲の中の飛鳥京跡苑池の整備が大体終了する予定というのは立てておられるのですか。

○志茂平城宮跡事業推進室長 今質問いただきました南池を第1期整備区間としており、第2期の部分については、その北池及び水路周辺と区分けをしています。この南池については、今のところ平成32年の東京オリンピックを目途に進めていきたいと考えています。南池が終わりましたら、順次、その後の北側及び水路周辺に着手していきたいと計画をしています。

○山本委員 今、聞いたら気の長い話です。東京オリンピック・パラリンピックまでまだ3年あって、その後、北池水路、周りの整備もされるということです。こういう部類の工事は、文化庁もかんでいて、なかなか前へ進まないと思いますけれども、ぜひ早期完成を目指して努力をしていただきたいと要望させていただきます。

次に、県営住宅建替事業で、これも「平成29年度一般会計特別会計予算案の概要」の156ページに掲載されていますけれども、坊城団地の集会所設計ですが、この坊城団地は、私の地元地域の団地で、かねてより集会所の整備は要望をいただいております。長年懸案になっているのですけれども、いよいよ設計をしていただくということで、私自身も喜んでいるところです。この設計をされて、建てかえをしていくと、今の状況と今後の取り組みを教えていただきたいと思います。

○大島住まいまちづくり課長 ただいま坊城団地の集会所の建築設計についてご質問いただきました。

本県の県営住宅は約8,200戸あります。その中で、県営住宅の入居者の全体の人数の45%が高齢者の方になっています。また、周辺地域も含めて、やはり高齢化が進んで

おり、地域の暮らしに必要なサービス、あるいは施設の確保が課題になっております。このため、ご指摘いただきましたように、県営住宅の集会所、あるいは空き住戸を、団地内だけではなくて、周辺地域も含めて、地域のコミュニティー活動に使えるようにしていくことは大変重要な課題と認識しています。そこで、集会所の老朽化が進み、更新が必要と考えられる団地のうち、地元の自治会が周辺地域も含めてコミュニティー活動を積極的に行っている坊城団地をモデルとして、ひとり親世帯の支援、あるいは高齢者の見守りなどの地域コミュニティー活動に活用できる施設として、集会所の建てかえを進めていきたいと考えています。まず、来年度は集会所の建てかえに向けた建築設計の費用を計上させていただいています。地元自治会ともよく協力して、建てかえの設計を進めていくとともに、再来年度には順調に進めば建てかえを行うことを考えています。その上で、モデル的に行いますので、その実施結果も踏まえて、他団地への展開も検討したいと考えているところです。以上です。

**○山本委員** 今お聞きして、モデル事業ということで、やはりその団地だけではなく、地域も巻き込んで、地域にも広めたコミュニティーの場所としての集会所と理解をさせていただいています。いずれにしても、設計をされる、また、建てかえをしていくわけですが、そういう活用をしていく上での設計、建築ということで、地元の自治会長をはじめ、地域の方々の意見をよく聞いていただいて、その意見も反映した設計になるように、どうかよろしくお願ひしたいと思っておりますので、ご理解を賜りたいと思っております。

次に、通告をしていない質問なのですが、たまたまきょうの奈良新聞を見ますと、高速道路に編入をということで、きのう、自由民主党の京奈和道推進議員連盟総会が、東京であったと思うのですが、知事も出席されています。その記事の中に、堀井巖議員が橿原北インターチェンジから橿原高田インターチェンジ間の完成時期などを質問されていますけれども、その答弁として、鉄道との交差点に特殊な構造物があるため、通常工事の3～4年よりはかかると答えておられます。その鉄道との交差点に特殊な構造物があるということですが、橿原市真菅の、近鉄線かJRか、どちらかわかりませんが、その点について、県でわかっている範囲で教えてもらえますか。

**○森本県土マネジメント部道路政策官（道路建設課長事務取扱）** 山本委員のご質問のとおりに、きのう、京奈和自動車道推進の議員連盟という国会議員の集会があり、知事も出席され、県の思いを発言させていただいております。詳しい内容はまだつかめていないのですが、国で、真菅の鉄道の下に特殊なという発言があったということですが、恐ら

く今ある鉄道、道路のアンダーの下にトンネルをもう1本掘るのですけれども、非常に土かぶりが薄いと、地下埋蔵物などがあるので、非常に難しい工事になるということは、奈良国道事務所から話は聞いている状況です。

**○山本委員** あのアンダーのまだアンダーにトンネル。私達はてっきり上へ高架にするのかと思っていたのですが、それはこれからまた検討されると思いますけれども、たまたまこの記事を見ての質問なのですが、きょうは4人の橿原市・高市郡選出の県議会議員がそろっていますけれども、皆さんが橿原インターチェンジのある、飯高からイオンモール橿原のところまではいつつくのだろう、どうなっているのだろうとそれぞれが地域の方々から聞かれており、道路に関しては、皆さんが一番着目しているところなので、そういう面でいくと、用地買収は現在どの程度になっているのか、また、このアンダーパスのところ以外に工事の着工については、橿原御所南インターチェンジから五條北インターチェンジまでトンネルももう完成しますし、開通もしますので、その次と我々は地域の方に言っているのですけれども、実際そのような方向で進んでいくのか、いつ着工にこぎつけられるのか、その点はどうなっていますでしょうか。

**○森本県土マネジメント部道路政策官（道路建設課長事務取扱）** 京奈和自動車道の進捗についてのご質問がございました。

順序でいいますと、今ご質問いただきました御所南インターチェンジから五條北インターチェンジは、ことしの夏に開通ということで今工事が着々と進んでいます。今一番難工事のトンネルを掘ってしまして、そのめどが立ったら、いつごろ開通というのは恐らく公表してくれるのではないかと考えています。それから、橿原北インターチェンジから大和高田インターチェンジまで、5工区と呼んでいるのですけれども、この工区は今一番大事な工区ということで、再三再四議員の皆様、あるいは地元から、早くしないと大変なことになるという意見をいただいて、県としても一番の要望項目として上げさせていただいています。もともと9割以上ぐらいまで用地を買えている状態で、ストップしている状態だったので、それを何とかしてほしいということで、今年度から用地交渉に、一生懸命入ると、県と一緒にやるとということで、我々道路建設課も2名ほど秋に増員していただき、用地交渉と一緒にしていく体制もとって進めさせていただいています。具体的にいいますと、現在までで3件の用地は片づいたのですけれども、まだ100件ぐらいの用地があります。しばらくあいてたので、まず地元説明会をしなければいけないということで、真菅地区など、地元説明会をさせていただいて、計画についての了解をいただきましたの

で、これから全面的に個別の交渉に入っていく準備をさせていただいています。そういう形で進めさせていただいて、一刻も早く完成するように一緒になってやっていきたいと思っております。

**○山本委員** めどはまだ年度までは言えないと思いますし、努力をしていただくということですが、早期の完成というより着工です。しっかりと国と協力して早く買収を済ませ、着工ができるように。恐らく我々4人、皆同じ気持ちだと思うので、この場をおかりして、代表でまずは要望をしておきたいと思います。

あと1点、要望ですが、去年に開通しました櫃原市の、櫃原神宮東口停車場飛鳥線で、あの名前も変えなければいけないと、開通のときに言っていましたけれど、どうなっているのか、検討していただいているのかが一つ。これは、要望と言いましたが、質問にします。

それはそれとして、要はその櫃原側の起点、ちょうど櫃原観光ホテルから東へ向いて来て、国道と交差をしているところ、JAならけん畝傍支店、それからキリン堂、四つ角のクリーニング屋、左側は空き地ですが、その次にデイリーカナートがあり、そこがあの開通に伴って交通量がふえて南北が大変混むということです。また、飛鳥に行くほうの交差点では事故も起きますから、信号設置の方向に進んでいただいている感じがするのですが、予定はしているのか。要はその国道の南北と東西が大変混むということで、つい先日、地元から警察、中和土木事務所、櫃原市役所に要望書を出しておられます。そのことは、もう中和土木事務所にも警察にも伝わっているのですが、まだすぐというわけにはいかないと思いますが、まずはできる範囲の対策がないのかどうか、ぜひ検討をしていただきたいと要望しておきます。

さっきの名前の件について、ついでになってしまいましたが、検討していなかったら検討していないでもいいですが、どうですか。

**○津風呂道路管理課長** 櫃原神宮東口停車場飛鳥線の名称をつけることについては、櫃原市を含め、さまざまな方からご意見、ご要望をいただいているところです。ただ、実際名前をつけるに当たり、大宮通りとか、もう既に定着しているものもあります。新たに付けるとなると、では、なぜこの路線なのかも含めて、全県的な整理もございます。そういったことで、全国で同様に愛称をつけているところがないのかということで、県として道路の名称のつけ方について調査したところです。その内容としては、第三者の意見を伺いながら、例えばパブリックコメントをしながら、多数の方の意見を伺って進めるとい

う手法を確認していますので、いただいたご要望も含め、奈良県としてどういう検討ができるのかをこれから考えていきたいということでございます。具体的に動いてはいません。以上です。

○山本委員 よかったです。忘れていたのかと思いました。開通式のときに、めったに来られない知事が来て、橿原市長も来て、我々県議会議員の中で、岡副委員長がまほろば通りがいいのではないかと、たしか言われたように思うのですけれども、そういう話が出ていたのに、あれからどうなったのだろうと私も忘れていました。それが、きょう要望するのに思いついたわけですけれども、これからも忘れないで、いい名前をつけていただきますよう要望しておきます。終わります。

○西川委員 要望について、4点ほどお願いしたいと思います。

一つは、山麓線と言っている道です。わかりますか。

(「わかります」と呼ぶ者あり)

○西川委員 わかりますか。その中で、葛城市鈴原から竹内間は、大和土地改良区の配管や、市の水道管が入っていて、地盤が軟弱で、車が通ると非常に騒音が大きいということで、就寝を妨害されるというクレームが私のほうに参っていますので、高田土木事務所にもお願いしてはいますが、できるだけ早急に、この区間を見ていただきたいのと、舗装のやりかえをぜひともやっていただきたいと思っていますので、要望させていただきます。

そしてまた、私どもの葛城川右岸の新村から奥田間については、平岡河川政策官河川課長事務取扱に非常に尽力いただき、堤防をきれいにして、私が県議会議員になる前から非常に産業廃棄物等の不法投棄があつて、これを誰に除去してもらうのがいいのかということで、いろいろ悩んでいたところ、皆様のご配慮により私が県議会議員にならせていただいたので、ぜひとも微力ながら、何とかここをきれいにさせていただきたいということで、お願いに上がりましたら、平岡河川政策官河川課長事務取扱におかれましては、現場まで来ていただきましたことをこの場をかりて厚くお礼を申し上げます。随時きれいにしていただいていますことに感謝を申し上げます。

3番目に、先ほど清水委員も発言がありましたように、河川の堆積物はやはり私は上から取ってこないといけないと、上で置いておくと下にどうしても流れるというのは、水は上から下へ流れるという自然の摂理ですので、南北6.7キロメートルの中に、東西の一級河川が6本存在するという扇状地の状況で、非常に土砂の堆積物が出る。各6本の川に

全て堆積物が出るということで、高田土木事務所に言っても、非常に頭を悩ませているのだらうと思うのですが、地元の要望もありますので、私もせっせとお願いに上がっているわけですので、この点についても、ひとつご配慮をいただけたらと思います。

リニア新幹線についてお話がございましたけれども、8年前倒しということで、東京－名古屋間はいつ開通ですか。

**○折原県土マネジメント部次長（地域交通課長事務取扱）** リニアの開通時期ですけれど、東京－名古屋間は2027年開業予定で、その次の名古屋－大阪間、これはもともと2045年だったものを、今般政府で最大8年前倒しするという目標でやっていますので、最大8年前倒しされれば2037年になるといった状況です。

**○西川委員** とても命がもちませんね。私は常日ごろ、思っていますけれども、何故JR東海にイニシアチブを握られているのですか。JR東海とJR西日本があるわけです。JR西日本にもう少し我々も力を入れて、大阪から名古屋まで掘りなさい、リニア新幹線の営業権をとりなさいという働きかけをしていくことも一つの手法ではないかと思えます。

JR東海は、このごろ物すごい、俗に言う米の粒頭に上って、利益の出ている会社だから、踏ん返り返っていて、私達が陳情に行っても、いや、それは私どもの見解ですからといって、ぽんとはねてしまうのです。私もあまりその言い方が気分悪かったので、大阪の経済界にも働きかけをして、これはJR西日本で大阪から名古屋まで掘るといぐらいの気概を持たないと、2045年の8年前倒しで、まだそれでも孫の代になってしまうので、ぜひとも、ここで一度クリエイティブな発想をして、知事にもお願いをしてもらったら私は思っており、これは私の政治信条であります。この委員会で、また私のことを言うと怒られますが、夢はでっかく志は大きくというのが私の政治信条ですので、リニア新幹線は夢です。それと志を大きくJR西日本に掘ってくれと。JR西日本が営業権を入れたら、今度はJR西日本の大きな利益につながることになるので、ひとつともに、このことについて頑張っていきましょう。

それと、これも要望ですので、答弁は結構ですけれども、いろいろこの予算審査特別委員会で各委員の皆様と、理事者の方々が話をされている中で、財政状況が云々という言葉が出てくるわけですけれども、私もまだ県議会議員にならせてもらってまだ2年のほやほやですので、財政状況なんて言っても、一般の県民からすると、財政状況なんて、どこからこの言葉が出てくるのかという疑問が出てくるわけです。税金を一つも減免してもらっていない、税金について全てお支払いしている中で、県が財政状況が悪いからこの仕事

はできませんという言いわけは私はおかしいと思います。もう一つ言いますと、真剣に考えたら知恵が出るのです。自分の人生訓ですけれど、真剣に考えたら知恵が出て、中途半端だと言いつけが出るのです。私は自分の会社でもやかましく社員に言うのですが、いいかげんにやると言いつけばかりになってしまう。皆さん方は、真剣に仕事をいただいていると思いますけれども、先ほど言いましたように、財政状況がどうというのは、我々の知ったことではないではないですか。足りなかったら足りないということで、税金の増額、県民にそれなりに言いつけていただいて、コンセンサスを得るようにするのが私は皆さん方のお仕事ではないかと思うのです。それについて、県議会議員の立場からイエスかノーかというのはまた別な話になるかも知れませんが、財政状況がどうということは、一般県民には通用しないということだけ、ひとつご理解を賜っておきたいと思います。以上です。ありがとうございました。

○田中委員 中途半端な話が出ましたので、中途半端な話から始めさせていただきたいと思います。

もう県土マネジメント部長はこの写真をごらんになっていると思います。私は電柱の地中化についてきのうも質問したのですけれども、景観・環境局の答弁は、うちの責任ではないという感じのお話でした。副知事はまだこの写真をごらんになっていないと思いますので、ちょっと見ていただくように、お渡しいただけませんか。実は某市のいわゆる伝統的建造物群保存地区です。既に工事は終わって、無電柱化ができ上がっているのだという、県土マネジメント部のご説明でした。しかし、その写真を見ていただきますと、竣工後も両側に、一つは街灯ですけれども、一つは送電用の電柱がついているということで、「えっ、これが無電柱化のでき上がった結果なのか」と思い、まだできていないものだと思って、そのことを言いたいと事前の質問通告をさせていただいたのです。しかし、お話を伺いますと、これは奈良県の仕事ではなく、伝統的建造物群保存地区の仕事だから、宇陀市ですということ、これも実は随分と中途半端なお金の使いようかと思います。橿原市今井町では、電柱がないという形です。皆さんご承知のように、この県庁から近鉄奈良駅、それから三条通りもきれいな形で無電柱化が進んでいるわけですが、どうも何か中途半端な感じがします。県が指導する立場ではないということがあるのかないのか、その辺のところをせめてお答えいただきたいと思います。もう施工ができ上がっているわけですから、それを取り壊してもう一度やり直せということはなかなかできないとは思いますが、中途半端なお金の使い方をする典型的な例だと思ったので、前の質問者に続い

て手を挙げさせていただきました。お答えいただけますか。

**○木村道路環境課長** ただいま田中委員から、無電柱化についてご質問がありました。某市の無電柱化の事業の県としての立場ということです。

県として、無電柱化については、道路の防災上の向上、安全で快適な通行空間の確保、良好な景観形成と観光振興という3つの観点から、大変重要な施策だと考えています。特に歴史的文化遺産を有する本県にとっては、観光地奈良にふさわしい良好な景観を確保し、国内外から訪れる多くのお客様をもてなす観点からも一層重要であると考えています。県としては、市町村の事業であっても、無電柱化、特に伝建地区ですので、良好な景観を確保することからも推進する立場です。ですから、市町村の事業であっても促進していくという立場です。以上です。

**○田中委員** きのう質問をしたら、それは技術的な問題もあるだろうから、私も県土マネジメント部に質問をしますと終えたのですけれども、やはり十分事前にご相談いただいて、成果の上がるお金の使い方ということに心がけていただきたいと強く申し上げておきます。決して今見ていただいたその写真は、無電柱化の成果が上がったという答えにはなっていないと私は明確に言えると思いますので、その点、今後十分にお考えいただく必要があると思います。

あとは、先ほどの質問と同じで、要望を幾つか、言わせていただきますけれども、本会議場の一般質問の中でも、宇陀市笠間地区についての道路改良の必要性を要望しました。用地確保ということで、県土マネジメント部の方にはご心労をいただいているのですけれども、ぜひとも早期に事業化を進めていただくようお願いしておきます。

それから、先ほどの質問の中でも、いわゆる大和川のしゅんせつが必要だという議論もありました。私の出身のところは河川の最上流部で、大和川が流れては不是因为ですけれども、上から流れてくる土が困るのだとおっしゃっていました。以前から河床しゅんせつ、堆積土砂の除去についてずっと要望しているところですが、道路の整備とあわせて、河床しゅんせつにも十分の配慮をいただきたいということを申し上げて、質問を終わります。以上です。

**○岡副委員長** 2、3点質問をします。

通告していなかったのですが、先般、ほかの部で質問したことに関連するのですが、一つは、この空き家対策で、今回いろいろと調査に入るということで、ご存じのとおり、先般国でも民泊についての規制緩和をしたところです。本県として、今後これについて、多



分議論しながら進めていくのだろうと思いますが、県として、どのような取り組みをされているのか、まずこの点についてお尋ねしたいと思います。

**○大島住まいまちづくり課長** ただいま空き家対策として民泊をどのように進めていくかというご質問をいただいたと思います。

岡副委員長のおっしゃるとおり、県内の空き家率は、非常に高くなっています。13.7%で、全国平均よりも少し高い状況になっています。民泊に関しては、インバウンドなどもありまして、昨今かなり広がりを見せてきている状況です。ただ、民泊については、例えば近隣とのトラブルなども多くあると聞いています。今般の国会に、民泊に関連して、住宅宿泊事業者の法案が提出されていると聞いていますので、そこでの法律の成立、それから審議といったところの様子をしっかりと注視していきたいと思っています。

私どもの部局としては、いずれにしても、例えば地域の暮らしに必要な施設というのは、福祉施設も交流施設もあります。場合によっては、市町村などでは観光案内所などの観光関連施設もあります。そういったところについては、私どものほうで、国の補助金なども活用して、市町村に対する技術的支援を行って、例えば古い町屋を観光案内所に改修したりする事例も数多く出てきているところです。個別の本当の民間の経営に支援できるかどうかわかりませんが、空き家を地域に必要な形で生かしていけるように、我々としてしっかり進めてまいりたいと考えています。以上です。

**○岡副委員長** これについては、これから本格的にお取り組みになることだと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。特に難しいハードルは幾つかあると思うのですが、なかなか提供してもらいにくい課題などがあると思いますけれども、この辺をどのようにうまく提供していただきながら、必要などころに必要なものができ、スムーズに行くように、ぜひご努力をお願いしたいと思います。これはこのぐらいにしておきたいと思いますので、よろしくお願ひします。

話は変わりますが、これも少し前から質問していることで、今回通告していませんけれども、確認を兼ねてご質問します。実は今私が住んでいる櫃原市にあります飛鳥川の改修の件で、以前から何回か取り上げさせてもらったのです。これは、河川課になると思いますが、八木町と四条町に挟まれた飛鳥川の部分、国道24号から東側ですが、特に今もまだ改修がとまったままで、私が最初にこのことを質問したのは、たしか8年か、9年前になると思うのですが、実態は何ら動いていないのが現状で、その間、多少危険なところの対策はしてもらったようですが、根本的な改修に入っていない現状です。そ

の理由としては、国道24号の橋の、かけかえという話があったようで、それがずっと土地の地権者との話がうまくいかないということで、それがネックになってとまったと聞いていますけれども、現時点でどうなっているのか、お尋ねします。

**○平岡県土マネジメント部河川政策官（河川課長事務取扱）** 岡副委員長のご質問にお答えします。

岡副委員長がおっしゃったように、ちょうど国道24号から上流に向いて、河川改修を進めるべくやっているのですが、歩道の拡幅計画が国にもあり、橋りょうのかけかえからまず始めなければいけないのですけれども、それをやるために、今下流に迂回路を奈良国道事務所で計画していただいています。その迂回路の計画で、若干反対されている方がいらっちゃって、その同意を得なければ迂回路が設置できない、工事にかかれないう状況です。今までは奈良国道事務所に任せきりなところもありましたが、河川管理者として、やはり河川を改修しなければならないと、地元からも要望を受けております。ですから、迂回路、歩道をつけるための事業だけではないのですと、河川の改修にも協力してくださいと、奈良国道事務所と一緒に県土木事務所が交渉に行くように今動いているところですが、残念ながらまだ合意に至っていない状況です。

**○岡副委員長** 現場のご苦勞は私も聞いております。地権者との兼ね合いがありますので、個人の権利の問題もあり、難しい問題もあろうかと思っておりますけれども、一番怖いのは、前にも言いましたように、万が一堤防が崩れるようなことがあったら、医大周辺が水浸し、場合によって近鉄大和八木駅まで水が行くという、昭和30年代だったと思っておりますけれども、かつて、そういうことがあったようですので、ひとつぜひ早く改修をやっていただきたいと。そのためにも、今、河川政策官河川課長事務取扱からお答えいただいたように、早速国としっかり連携しながら、お願いしたいと思っております。これはもうこれで終わりますので、くれぐれもお願いします。

次に、県営住宅の話です。先ほども出ていましたけれども、今県営住宅には、高齢化や老朽化など、いろいろな課題があります。先般私も代表質問でこのことを少し取り上げさせてもらいましたけれども、そこで言い切れなかった分を少し、お願いかたがた質問したいと思っております。

といいますのは、特に3階以上5階建ての3階、4階、5階がなかなか埋まりにくいことがあります。特に4階、5階になれば、若い元気な人でないとなかなか住めませんので大変埋まりにくい。高齢化する中で、これが空き室の原因になっているケースが多いので

はないかと推測されます。そこで、この対策として、ある自治体では、これを若者向きのものを絞って改修し、若者夫婦、もしくは学生が住めるようにして、地域のコミュニティーを守るという改装をしていることもかつて報道を見たことがあるのですが、本県として、この高層階の県営住宅の空き室対策について、何か考えていることはないのでしょうか。

**○大島住まいまちづくり課長** ただいま岡副委員長から、県営住宅の高層階の空き室について、その対応をどのように考えているのかというご質問をいただきました。

岡副委員長のご指摘のとおり、県営住宅における60歳以上の高齢者の人数は45%となっており、県平均よりも非常に高くなっているのが実情です。県営住宅における高齢者の安心の確保、コミュニティーの活性化は非常に重要だと思っています。そういった観点からは、建てかえ時のバリアフリー化、低層階への住みかえ、指定管理者による単身高齢者の定期的な見守り、認知症予防のための講習会の開催など、できることから取り組んでおります。

一方で、岡副委員長のご指摘いただいた若年者については、今県営住宅の入居者の割合を見ますと、若年者であっても一定程度は、入居資格を満たせば入居可能になっており、例えば30歳未満の方は、約25%ほどいらっしゃいます。こうした世帯は子育て世帯、ひとり親世帯が中心になるかと思えます。こうした状況を踏まえて、公営住宅のもともとの目的である住宅困窮者向けのセーフティーネットを果たすという観点から、今取り組んでいることは、まず、前の入居者が退去したときには修繕が必要になるのですが、その修繕をできるだけ効率よく行って、できるだけ多くの住居を新しく提供していくことにより、25%も住んでいらっしゃいますが、若い方々にも入っていただくという基本的なことを進めています。さらに、公営住宅、県営住宅に入居される方は、やはり住まいに困っていらっしゃる方ということで、福祉部局でキャッチされていることが多いと思えますので、昨年3月に設立した居住支援協議会という県と市の住宅と福祉部局が入った協議会がありますけれども、県営住宅の募集情報ができるだけ行き渡るように、福祉部局にも周知を強化をしています。さらに、例えばこの3月に改定の予定の住生活基本計画でもコミュニティーの活性化といったことも位置づけて取り組んでいきたいと思っています。

岡副委員長のご指摘の学生、あるいは若年夫婦の県営住宅への入居ということですが、他府県にも事例があるやに聞いています。そういった事例についてしっかり勉強させていただいて、効果的にコミュニティーミックスを図れるような形で考えていきたいと

考えているところです。以上です。

**○岡副委員長** もう一度確認ですけれども、現在、県営住宅は、先ほど8, 200戸とおっしゃいましたが、その内、私が言っている3階以上の高層階に該当する部分で、あきの状態で、なかなか住む人が決まっていないところは、どのくらいあるのですか。

**○大島住まいまちづくり課長** 県営住宅の簡易平家建て、簡易2階建てのようなところもありますけれども、中高層の3階以上の住宅に限って申しますと、1、2階は約1割が空いており、3階以上ですと14%程度空き部屋がある状況です。この中には、退去した後に修繕のためにまだあいているところも含まれている状況です。

**○岡副委員長** 1割から1割半ぐらいのあきがあり、その中でも、退去した後入居するまでの改修期間のものもまざっているという答弁かと思います。いずれにしても、橿原市に川西団地がありますが、私はよく夜、あの辺を通るのですけれども、電気のついてない部屋が上に行くほど結構多いのです。まだ夜の仕事で帰っていない方もあるのかもしれませんが、高層階ほど電気がついていないということは、住んでいらっやらないのだなとつくづく思うわけです。やはりこれは県有財産を有効に活用するという視点からも、研究していくべきだと思います。それから、今の格差社会の中で、若い夫婦や、社会的に弱い方でも、若い人でも経済的に困難の方も結構いらっやるわけです。そういう方でできるだけ提供できる制度や部屋のリフォームも考えて、ぜひ進めてもらいたいと思います。

前にもこんな話をした記憶があるのですけれども、実際まだ具体化されていないのです。いつからどういうことをしてもらえるかという具体的にもう少し突っ込んだ話はここで聞けるのですか。

**○大島住まいまちづくり課長** ご指摘いただいた学生、若年夫婦向けにということですが、今我々としてすぐ取り組めると考えていますのは、先ほど申し上げた、あいたところをできるだけ早く、今の形で住めるようにする修繕だと考えております。岡副委員長のおっしゃっていた、例えば間取りを変えたりして、若い人が住みたくなるようにしていくといったリノベーションについては、今すぐにいつからということは申し上げられませんが、そういったところも含めて、他府県の事例を勉強させていただきたいと考えているところです。

**○岡副委員長** 一般のマンションですと、すぐに売れるのは高層階なのです。それは、ほとんどの方が、若い人が買うわけですので、非常に眺望がよいということで、やはり上から埋まっていくということです。もちろんエレベーターがあるからということもあります。

県営住宅の場合は、エレベーターがないところが多いわけで、若い方にとってみれば、階段で上がることについて高齢者に比べるとそんなに負担感はないと思います。それよりも眺望がいいことに喜ぶ要素が非常に大きいと思うのです。たしか大阪府だったかと思うのですが、上の階を例えばぶち抜いて、広くリニューアルして、若い人に入ってもらえる部屋に改造して貸しているという話も聞いた気がします。これはぜひ、まずトライアルでも結構ですから、どこかでやってみてほしいと思います。

これだけあいている事実があるわけで、県営住宅は、福祉政策に、私は割り切るべきではないと思うのです。なぜかという、お年寄りばかりがそこへ集まってしまうと、地域の見守りであるとか、もっと言えば、自治会の役員をする人がだんだんといなくなっているというわけです。やっぱりコミュニティーを守るためには若い人も年配の方も一緒に住んでいただくことが大事ですので、若い人が住んでもらえる政策を入れていくべきではないかと思います。だから、今までの概念ではなく、新しい発想で、一回知恵を絞って考えて、新しいルールをつくっていくべきではないかと思います。多分住まいまちづくり課長のお立場では、これ以上の答弁を求めても無理かと思いますが、知事にこれは改めてまた総括審査でお願いかたがた質問をします。

最後に、これは、委員長にお願いしますけれども、総務警察委員会のとときだったと思いますけれども、監査委員のことでの発言をさせてもらいました。言い忘れておりましたが、知事の総括審査で改めてこのこともお尋ねしたいと思いますので、つけ加えていただきたいと思います。よろしく申し上げます。以上です。

○森山委員長 はい、わかりました。

ほかにご発言ございませんか。

○清水委員 申しわけございません。多少お時間をいただきたいと思います。

今回初めて予算審査特別委員会に出席をさせていただき、県議会議員になって2年目です。ちょっと感じたことがありますので、ここで申し述べさせていただきたいと思います。理事者側は予算を提案する側です。私もずっとこの資料を読み込んでいて、わからないことは多々出てきます。その内容を我々が議員側から問えば、答えていただけますけれども、本来は提案者側が提案すべき内容をきちんと精査して議会側に上げるべきです。資料が足りないものがあります。投資的経費や、千数百億円投資をする、新しい事業もするが今回これは、プロジェクトの資料にも出ていますけれど、16のプロジェクトがたったこれだけの中に書かれている。これで審査をしろというのはあまりにも資料が少な過ぎま

す。先ほど中野委員もおっしゃいました。手続上の問題の瑕疵もありますし、奈良県の1年間の予算を決める委員会ですから、もっと真剣になって内容を精査していただいて、提案すべき資料は何なのかをご議論した上で提出をしていただきたい。意見として言わせていただきます。

○森山委員長 意見でよろしいですか。

○清水委員 はい。

○森山委員長 そのほかご発言はございませんか。

ほかに質疑等がなければ、これをもって県土マネジメント部、まちづくり推進局、水道局の審査を終わります。

次回、3月21日火曜日は、午後1時より総括審査を行います。

これで本日の会議を終わります。